

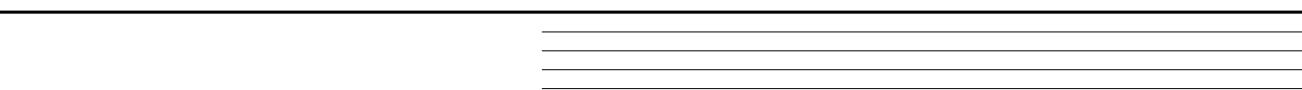
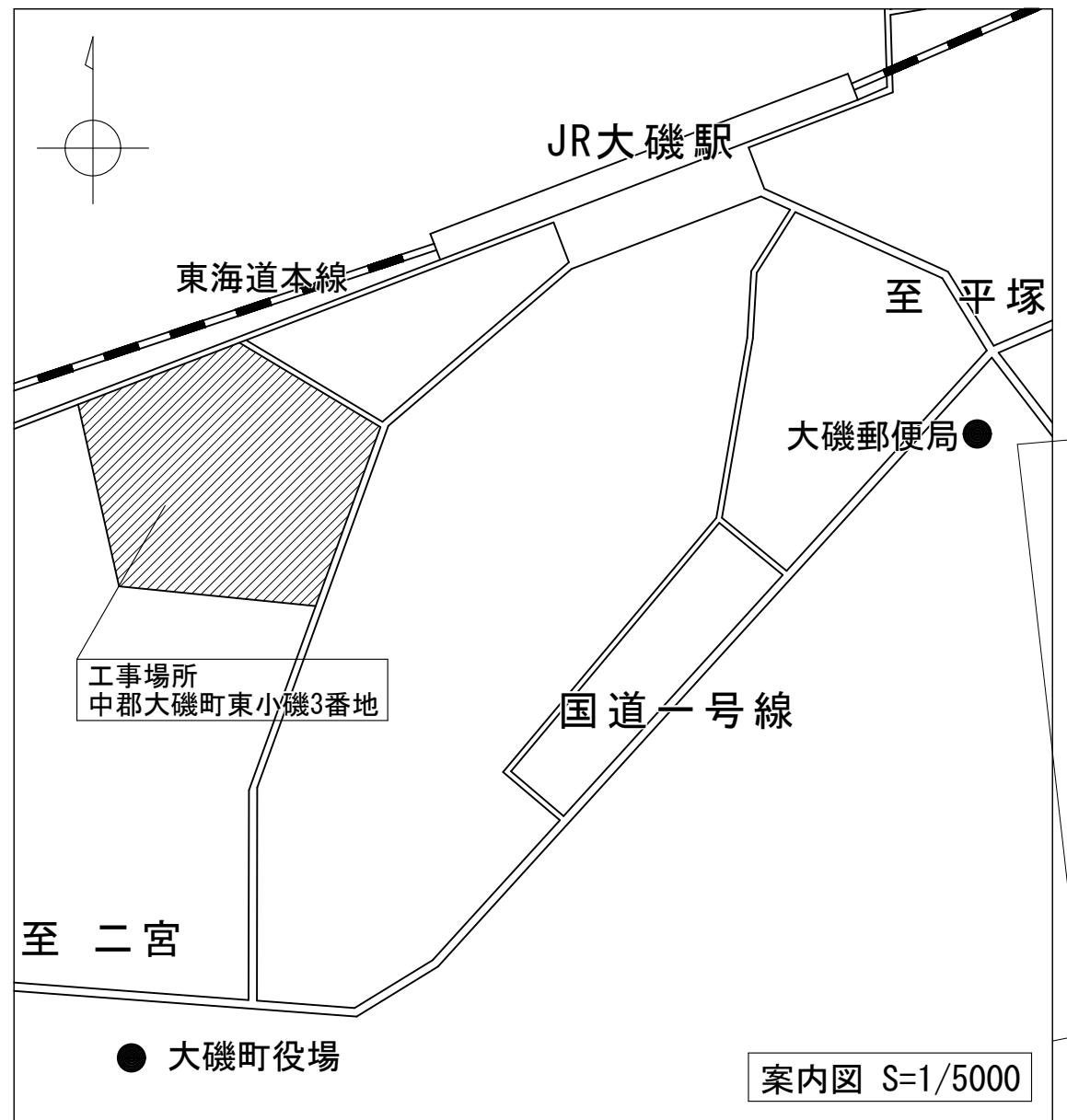
大磯小学校特別教室等空調設備整備工事

I 建築改修工事仕様			章	項目	特記事項	
1 質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」（以下「改修仕様」という。）、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」（以下「標準仕様」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下「解体共通仕様」という。）による。				9 化学物質の濃度測定	工事完成前に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行い、測定結果報告書を監督員に提出すること。（1.5.9） また、測定の結果が、厚生労働省が設定した化学物質の室内濃度の指針値を超えた場合は、監督員と協議すること。	
2 特記事項				1. 測定対象化学物質 2. 測定対象室・測定箇所数 3箇所 ※ 図示 3. 測定方法 1) 空気の採取 ※ 拡散方式（※ 測定バッヂ ○ パッシブサンプラー ● パッシブガスチューブ）・吸引方式 2) 測定・分析は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した以下の方法によつて行う。または、以下と相関の高い方法によつて行うこともできる。 ホルムアルデヒド 高速液体クロマトグラフ法 揮発性有機化合物 ガスクロマトグラフィー質量分析法		
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				10 技術検査	工事施工中における技術検査（「中間検査」）は下表を原則とし、監督員と協議すること。 工事写真等を電子データにより検査する際に必要となる機器の準備及び操作は受注者が行う。 1) 新営工事 構造 檢査工程 ※延べ面積が500m ² を超えるもの 1. 軸組完了時 2) 改修工事 ・ 建築の改修及び補修が工事に含まれ、仕上げ工事により品質の確認が困難と予想される場合は、改修・補修工法の施工完了時に行う。 ・ 屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に新営工事に準じて行う。 ・ 発注者が必要と認めた工程（別途指示による） 1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者が大工場の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 2. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、可能な限り地元建設業者を使用することとする。 1. 施工体制台帳及び施工体系図 本工事を施工するために下請負契約を締結したものは、下請業者と契約締結後全ての下請契約を2週間以内に監督員に一部を提出する。また、施工体制台帳及び施工体系図は工事現場に備えるものとし、現場表示も併せて行うものとする。 2. 主要機器資材メーカー報告書 本工事において使用する主要機器資材メーカー報告書1通を監督員に提出し、通知する。 3. 技能士報告書 本特記仕様書第1章第6項で技能士が適用された場合は、報告書1通を監督員に提出し通知する。 4. 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書） 工事完了後「建設副産物情報交換システム」（COBRIS入力システム）により、入力したデータを提出する。 なお、データの提出が困難な場合は、監督員の承諾を得た上で、紙による提出とする。 5. 施工計画書（監督員の承諾を受けたもの） 工事期間中に提出した施工計画書をとりまとめ、完成時に成果品の一部として監督員へ提出する。提出方法については監督員の指示による。 1) 工事の一時中止 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中ににおける工事現場の管理に関する計画 「基本計画書」を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				11 工事の下請負		
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				12 報告書		
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				13 工事の一時中止		
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				14 完成時の提出図書等	提出図書等 部数 備考 (1.7.1~3) 完成写真（改修工事の場合は着工前を左、完成写真を右に入れたもの） ※2部 工事写真 完成図 ※ 二つ折り製本 ※2部 ※ A4判二つ折り製本 ※1部 ・ 縦表紙製本（折りたたみ→A4） ※1部 ※ JWCAD形式、及びPDF形式 ※1部 CD-Rにて提出 ※ 原図 ※1部 施工計画書（工事期間中に監督員の承諾を受けたものをとりまとめたもの） ※1部 承認図 ※1部 保全に関する資料（標仕（1.7.3）(a)に示す内容） ※1部 関係部署に1部 工事関係資料 ※1部 その他監督員が指示する書類 監督員の指示による	
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				15 設備工事との取り合い	施工範囲 ・ 図示された貫通孔・開口部の型枠及び補強筋 ・ 図示された壁・天井の仕上材及び下地材の切込み並びに下地材の補強 ・ 駆動装置が電動による施設の2次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 施工図 ※ 設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。	
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				16 設計GL	図示 現状平均地盤高 監督員の指示による	
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印と◎印が付いている場合は、共に適用する。 3) 特記事項欄の行末に記載の（）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。						
7 特別な材料の工法 8 施工中の環境保全等						

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
2 仮 設 工 事	① 仮囲い	仮囲いの位置及び延長は図示による。 ・ガードフェンス (H=1800) ・波形鉄板 (H=) ・単管シート (H=) ・キヤスカート (H= , W=) × 箇所 ※ 配置する 配置しない ※ 設置する	4 環 境 配 慮 改 修 工 事	① 一般事項	石綿等の取扱については、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)(以下、「石綿則」という。)を遵守すること。 施工調査 ・行わない。 ※ 行う (調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。) 調査箇所 ※ 図示 () 調査事項 ※ 石綿含有建材等の使用部位 ※ 石綿含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの搬出方法 ・ ・ 石綿含有分析 ① 行わない ・行う (分析結果は監督職員に提出する。) 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスペスト含有測定法」による。	
	② 交通誘導員				9.1.1>	
	③ 工事表示板					
	④ 足場その他	内部足場 ※ 脚立、足場板 防護シート① 設ける・設けない 材料の運搬 A種 B種 C種 D種 E種 <表2.2.2>			9.1.1>	
	⑤ 養生	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。 家具の移動 行う(図示) ① 行わない 既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管 行う 行わない 養生の方法 保管場所			9.1.1>	
	6 仮設間仕切り	・設ける(図示) A種 B種 ※ C種 <2.3.2><表2.3.1>			9.1.2>	
	7 監督職員事務所	※ 設けない(請負者事務所に打合せ会議室を確保する) ① 設ける(規模 m程度 請負者事務所と同様 可 否) <2.4.1>			9.1.2>	
	⑧ 工事用工具	構内既存の施設 ① 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない			9.1.2>	
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ① 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない			9.1.2>	
	⑩ 工事用通路	※ 指定しない 指定する(図示)			9.1.5>	
	11 その他の仮設				9.1.5>	
3 内 装 改 修 工 事	改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 壁面より両側 600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 既存のまま ・図示の範囲	4 環 境 配 慮 改 修 工 事	② 除去工事共通事項	専門工事業者 石綿含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。 作業主任者の選出 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。 除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則に基づく教育を受けた者とする。また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。 特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを配置しなければならない。	
	1 石こうボードその他ボード張り	<6.1.3>			9.1.2>	
		<6.13.2~3><表6.13.1><表6.13.5>			9.1.2>	
		種類又は記号 種別など 厚さ (mm) 規格番号			9.1.2>	
		けい酸カルシウム板(繊維強化セメント板)0.8FK又は1.0FK	壁 ・ 6(不燃) ・ 10(不燃) ・ 12(不燃) 天井 ・ 6(不燃) ・ 12(不燃)	JIS A 5430(タイプ2)		
		グラスウール吸音ボード(吸音材料) GW-B	ガラスクロス (JIS A 3414 EP18程度) 額縁張り品	25(不燃)	JIS A 6301(32K)	
		ロックウール化粧吸音板(吸音材料) DR	※ 内部用 ・軒天用	普通 ・ 9(不燃) ・ 12(不燃) 立体 模様 ・ 12(不燃) ・ 15(不燃) ・ 19(不燃)	JIS A 6301	
		せっこうボード(せっこうボード製品) GB-R		壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) ・ 15(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)	JIS A 6901	
		シージングせっこうボード(せっこうボード製品) GB-S		壁 ・ 12.5(準不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(準不燃)	JIS A 6901	
		化粧せっこうボード(せっこうボード製品) GB-NC	トラバーチン模様 色 ※白・黄		・ 9.5(不燃)	JIS A 6901
		化粧せっこうボード(せっこうボード製品) GB-D	木目模様 木目模様(裏桟付き) 特殊模様	壁 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃) 天井 ・ 9.5(準不燃) ・ 12.5(不燃)	JIS A 6901	
		せっこうボードの目地処理	・ 継目処理工法 ・ 突き付け工法 ・ 突き付けV目地工法 ・ 目透し工法			

建物概要

建物名称	大磯町立大磯小学校
所在地	中郡大磯町東小磯3番地
主要用途	小学校
敷地面積	14,058m ²
床面積	本館2,434m ² 南校舎2,100m ² 中校舎2,148m ² 西校舎510m ²
規模・構造	鉄筋コンクリート造、地上3階建て
工事概要表	特別教室等空調設備改修に係る建築改修工事 電気設備改修工事、機械設備改修工事



大磯小学校特別教室等空調設備整備工事

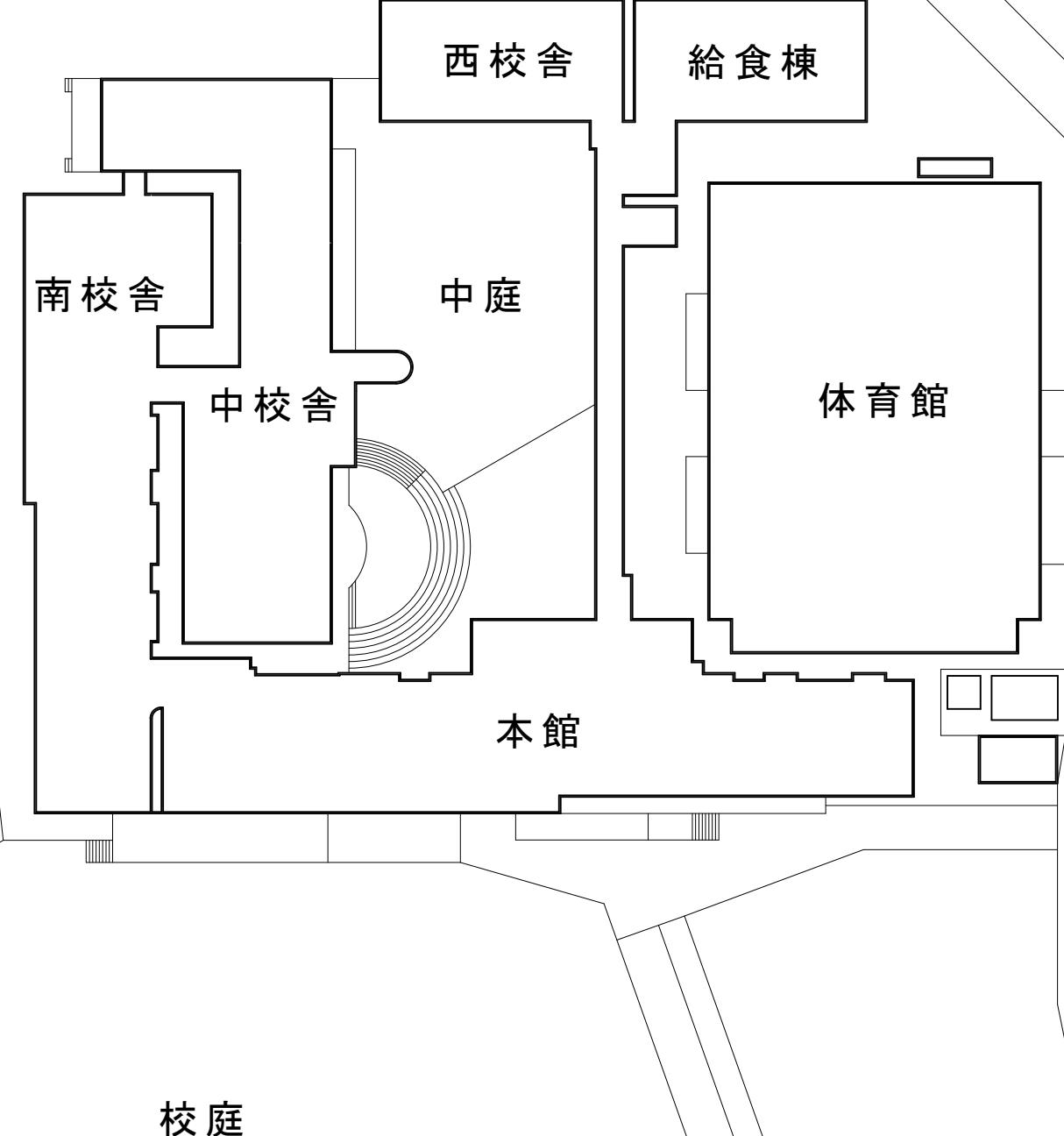
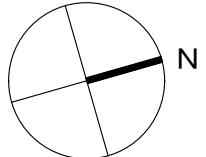
建物概要 案内図 配置図

日付

A-04

図面番号

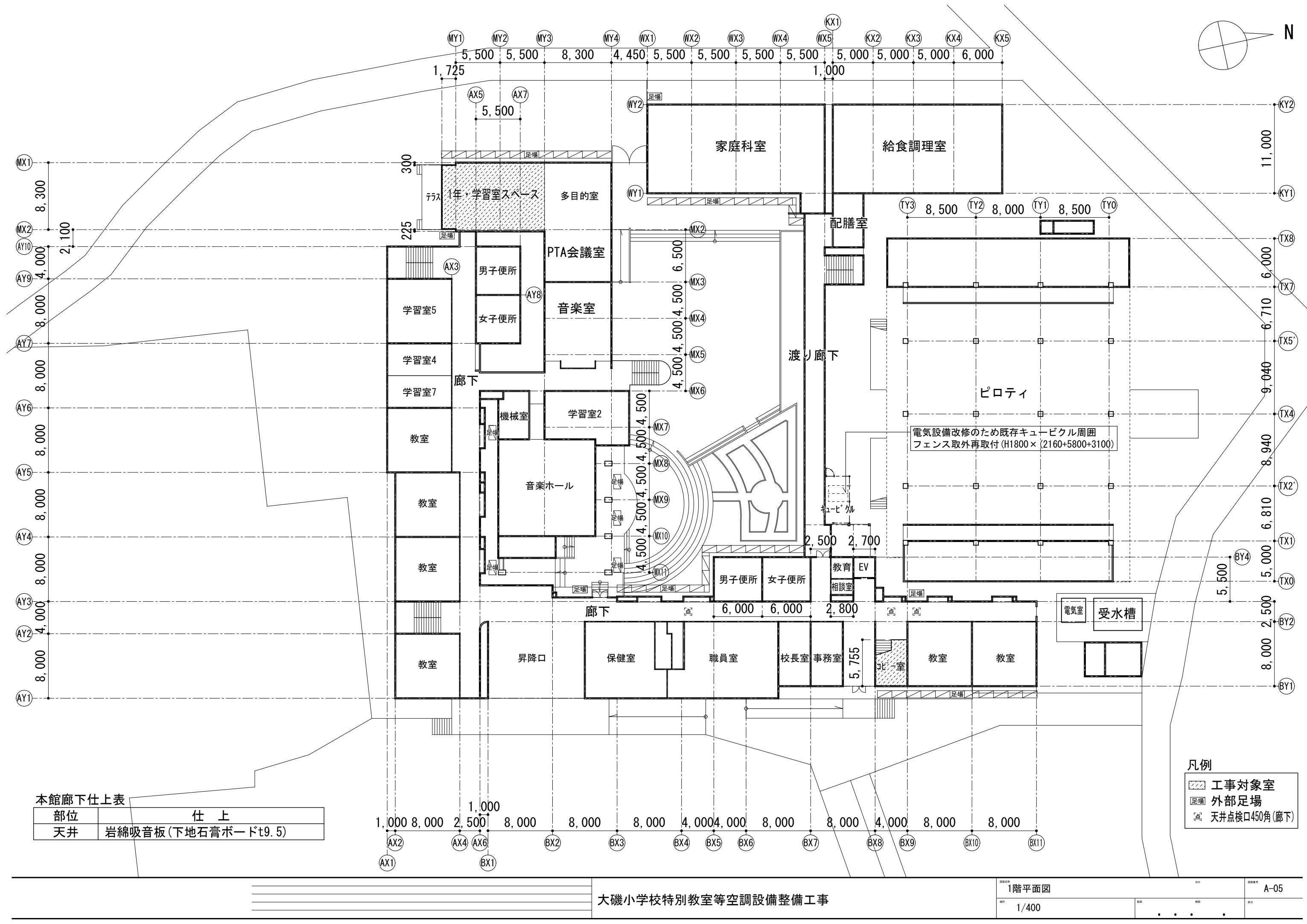
1/600 1/5000

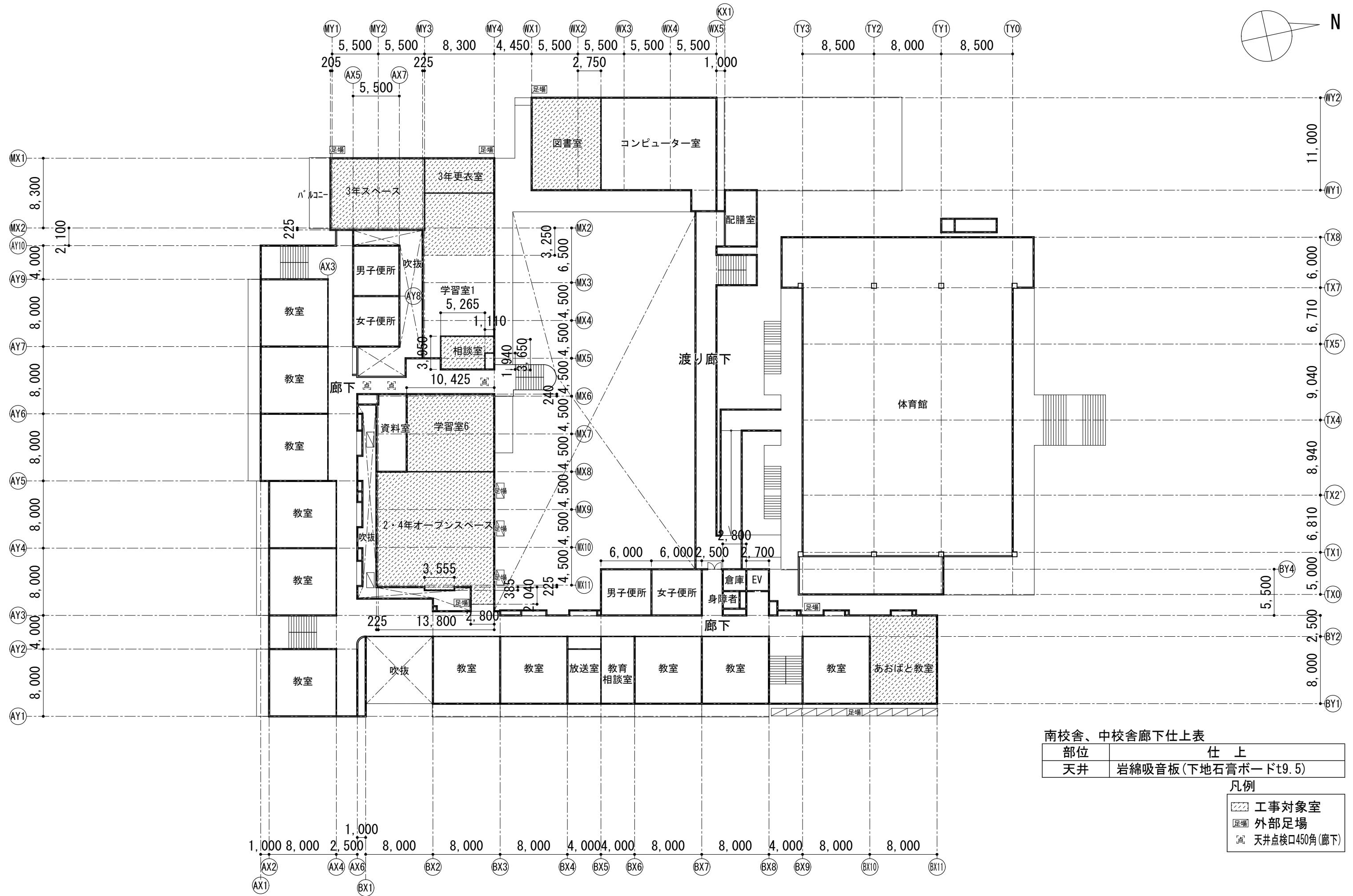


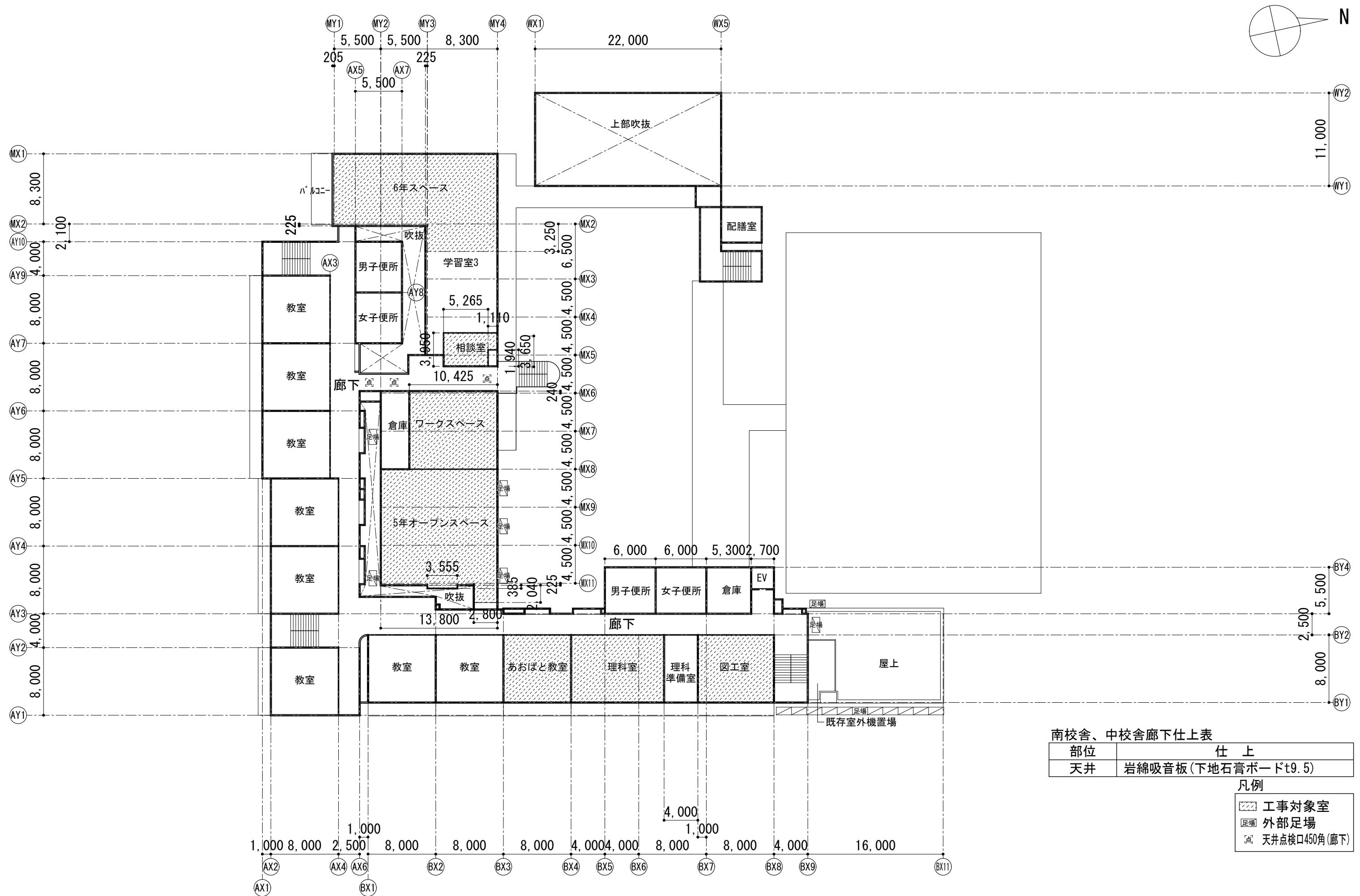
経度

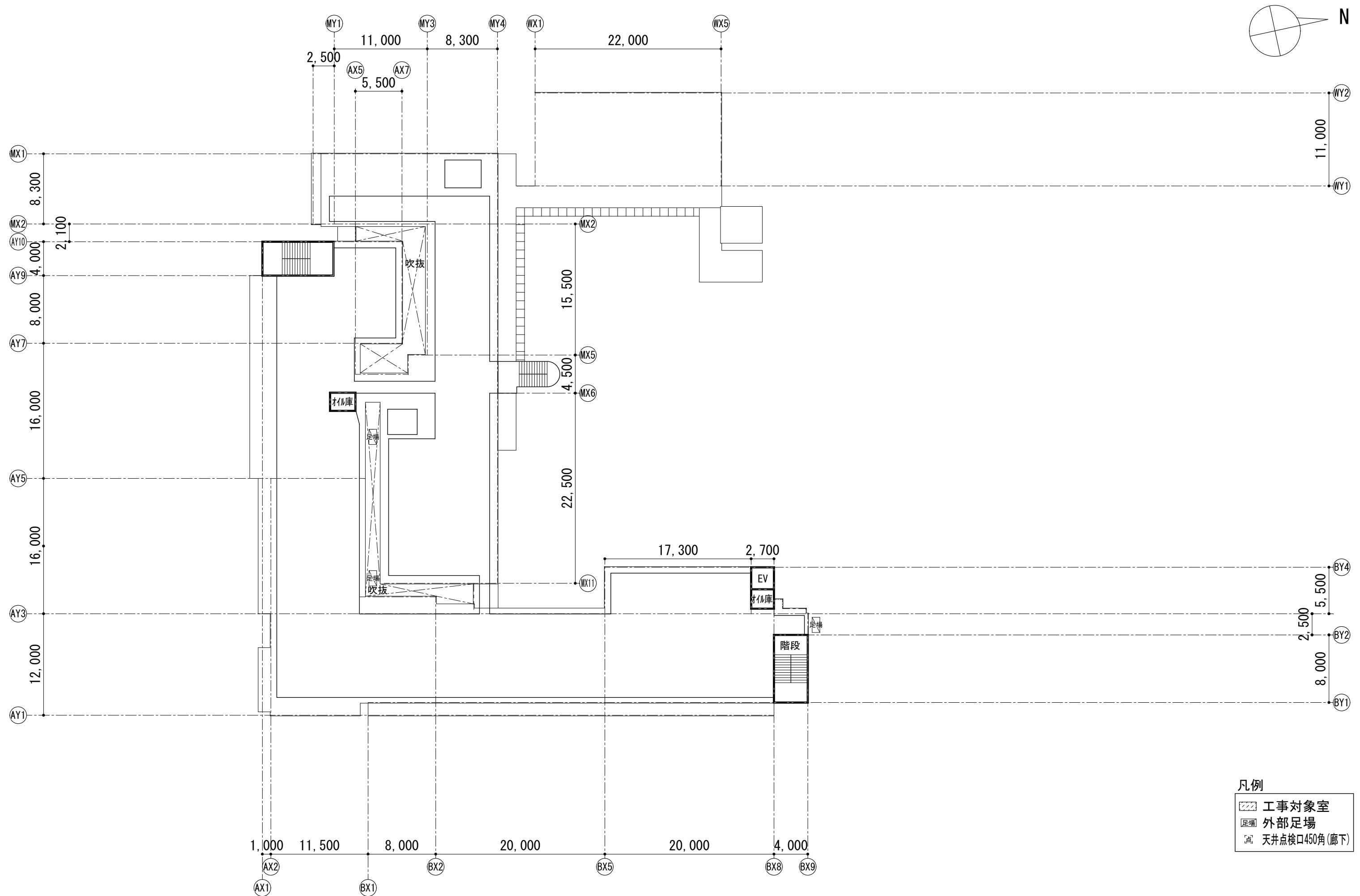
緯度

高さ



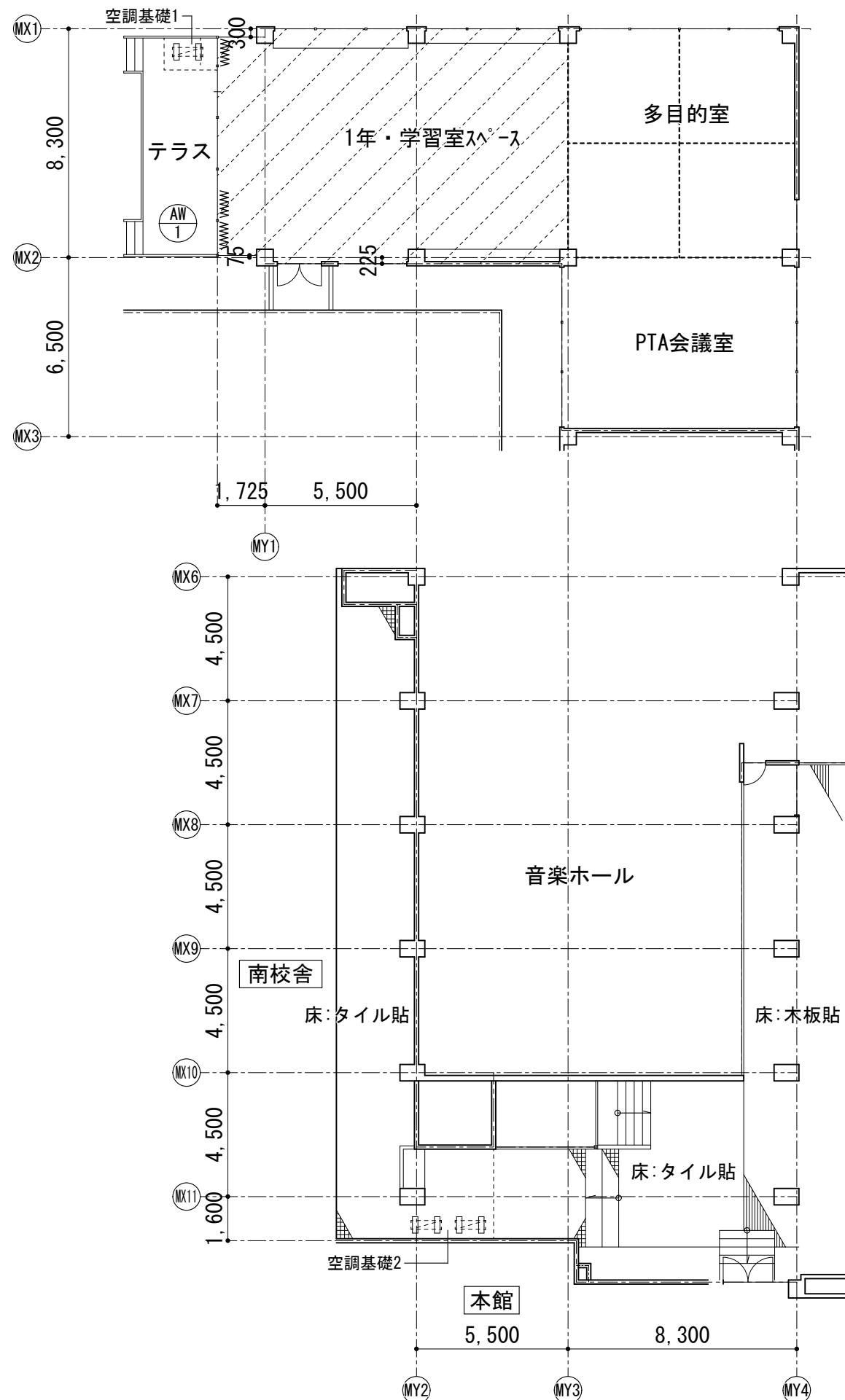




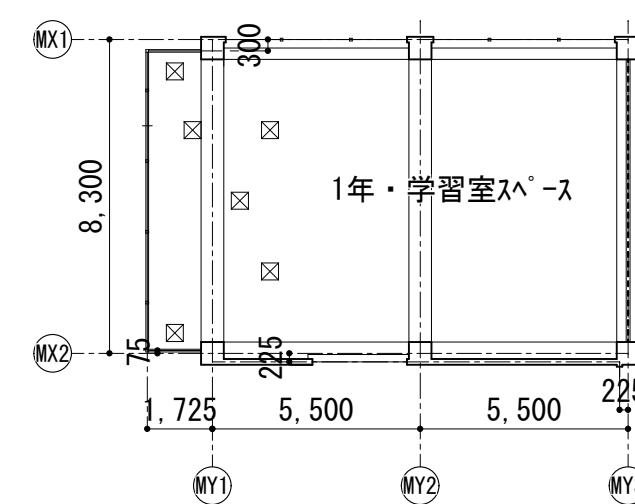


凡例

工事対象室
外部足場
天井点検口450角(廊下)



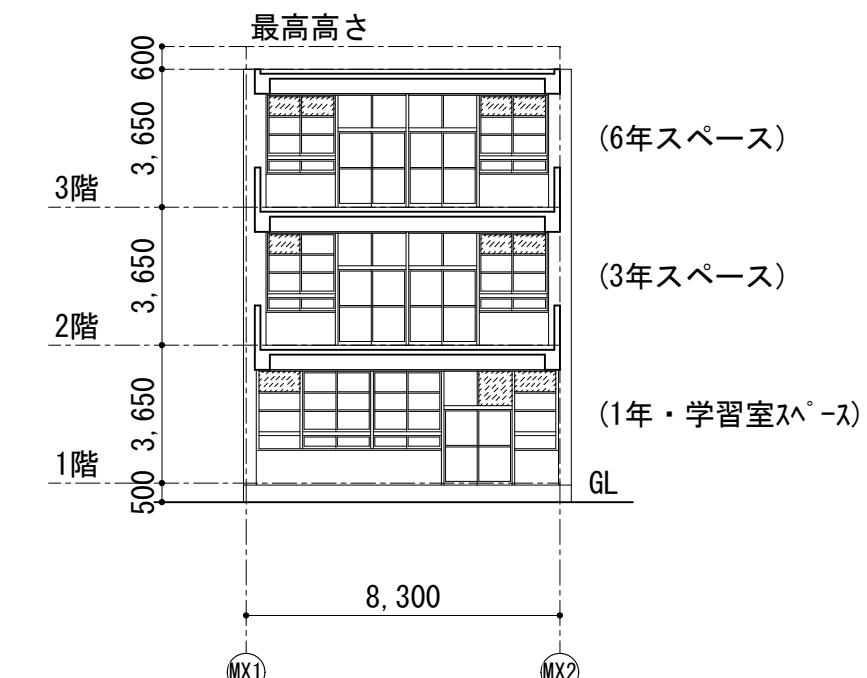
中校舎 1 階部分平面図1/20



中校舎 1 階部分天井伏図 1/200

1年・学習室バス仕上表	
部位	仕上
壁	複層仕上塗材
天井	岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5)

凡例  は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。



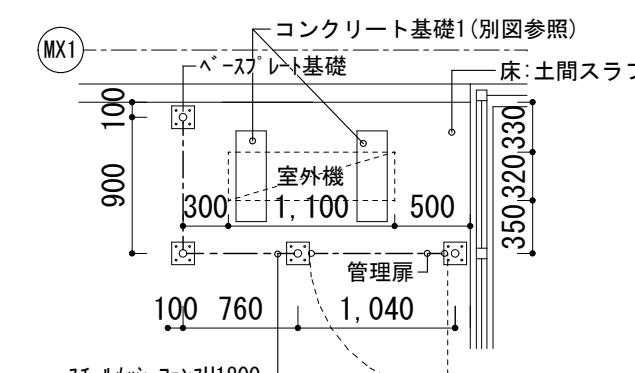
中校舎南部分立面図1/200

中校舎外部仕上表	
部位	仕上
外壁	吹付材
軒天	ケイ酸カルシウム板EP

凡例

は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。

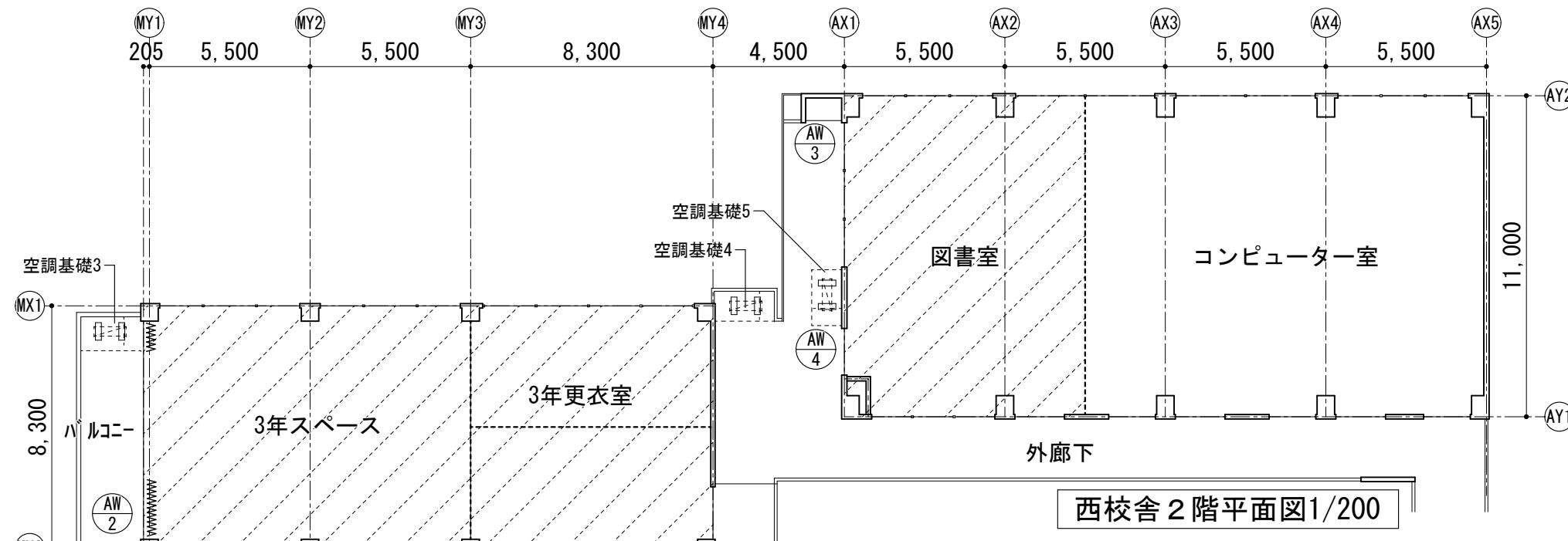
また外壁に関しては石綿含有みなしとして同様の撤去処分を施す。



空調基礎1部分 詳細図 1/50

各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

- 天井点検口450角
- www カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置



西校舎 2階平面図 1/200

図書室 仕上表

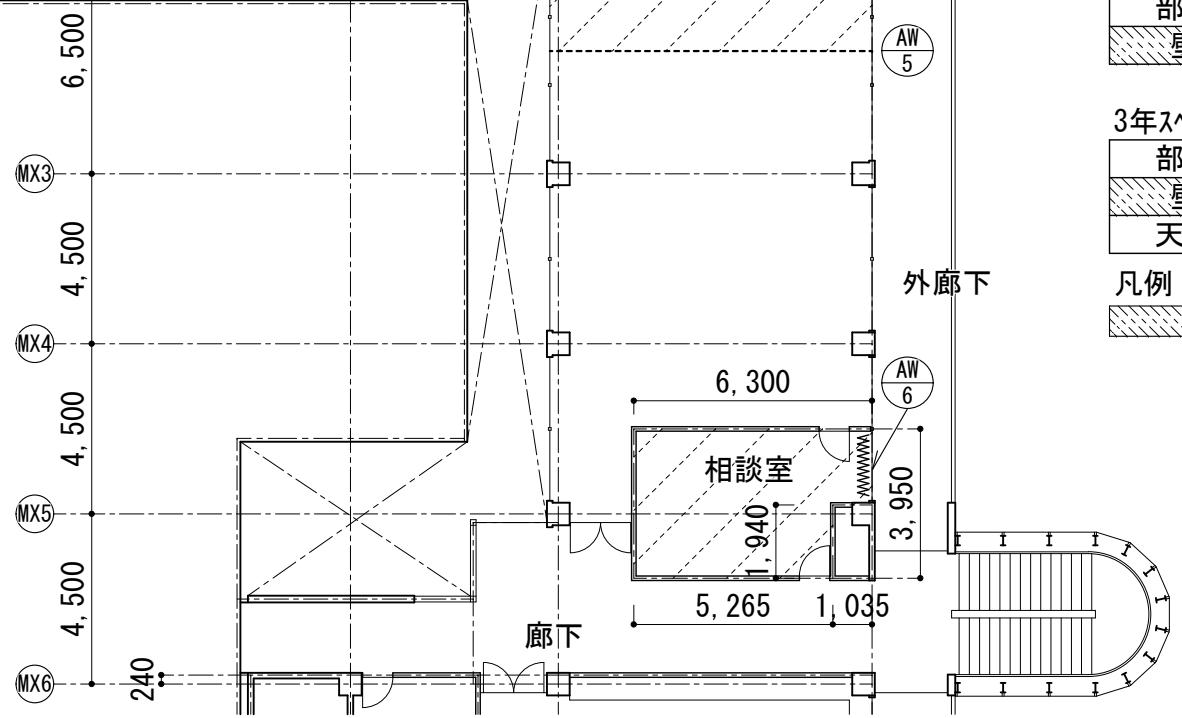
部位	仕上
壁	仕上塗材

3年入・3年更衣室、学習室6、2・4年オープンスペース仕上表

部位	仕上
壁	複層仕上塗材
天井	岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5)

凡例

■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。

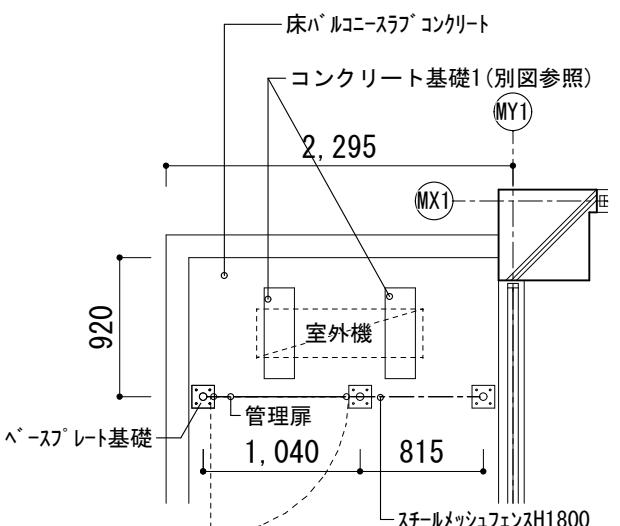


中校舎 2階部分平面図 1/200

凡例

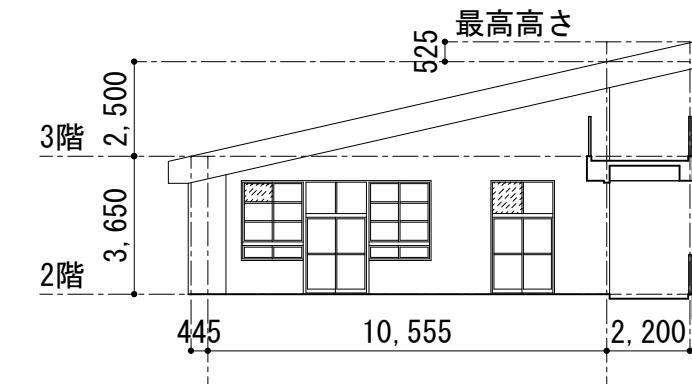
- 天井点検口450角
- www カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置

工事対象室

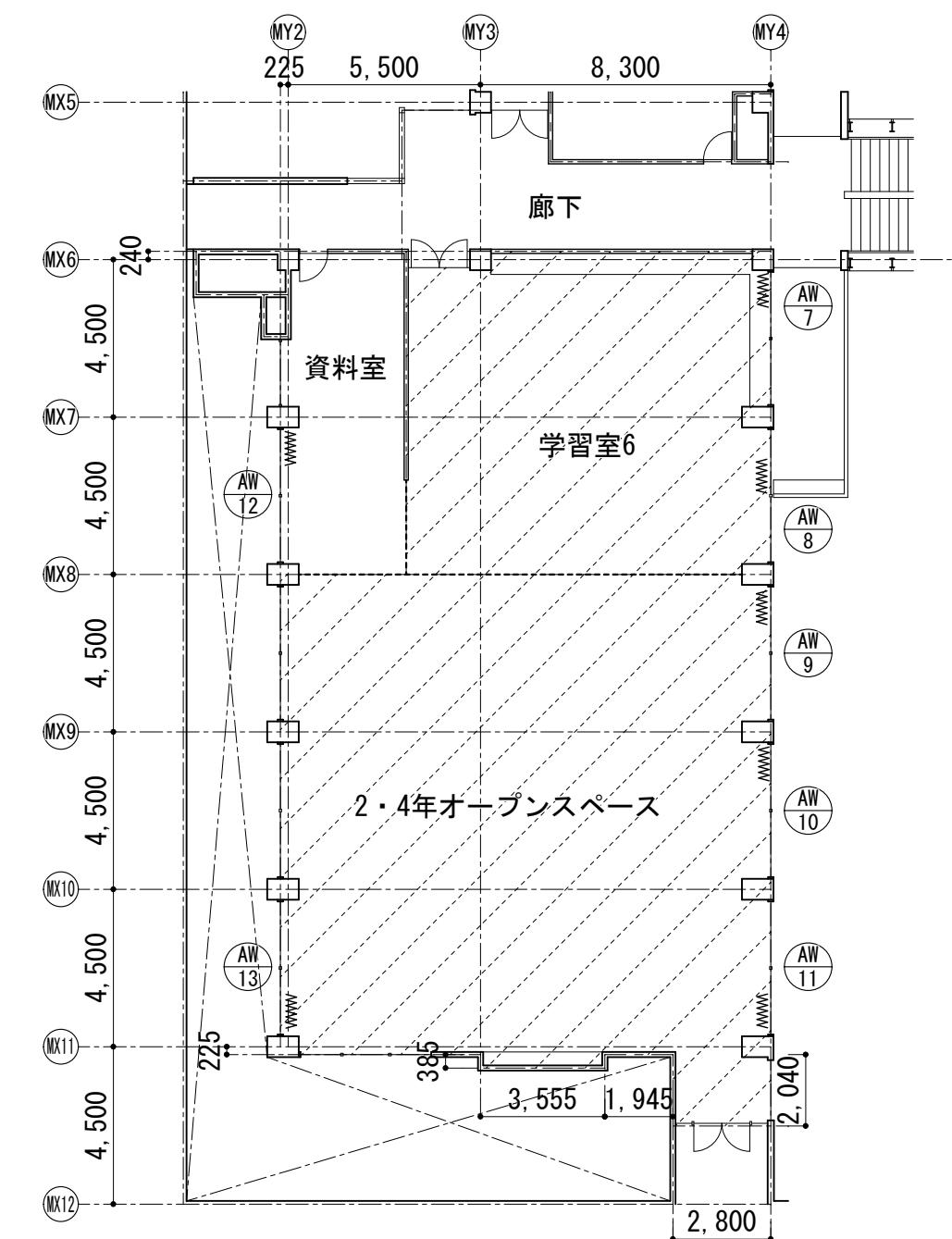


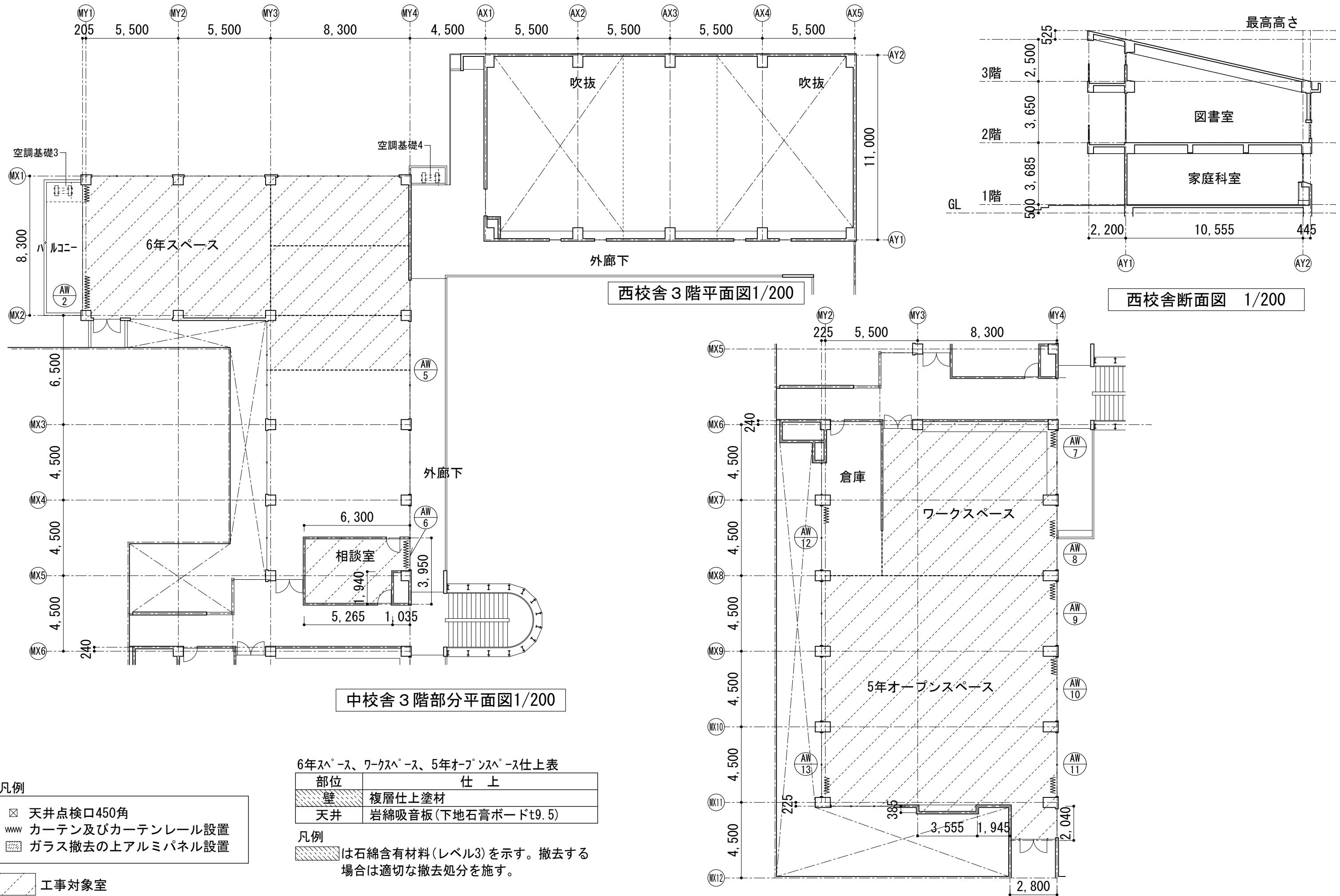
空調基礎3部分詳細図 1/50

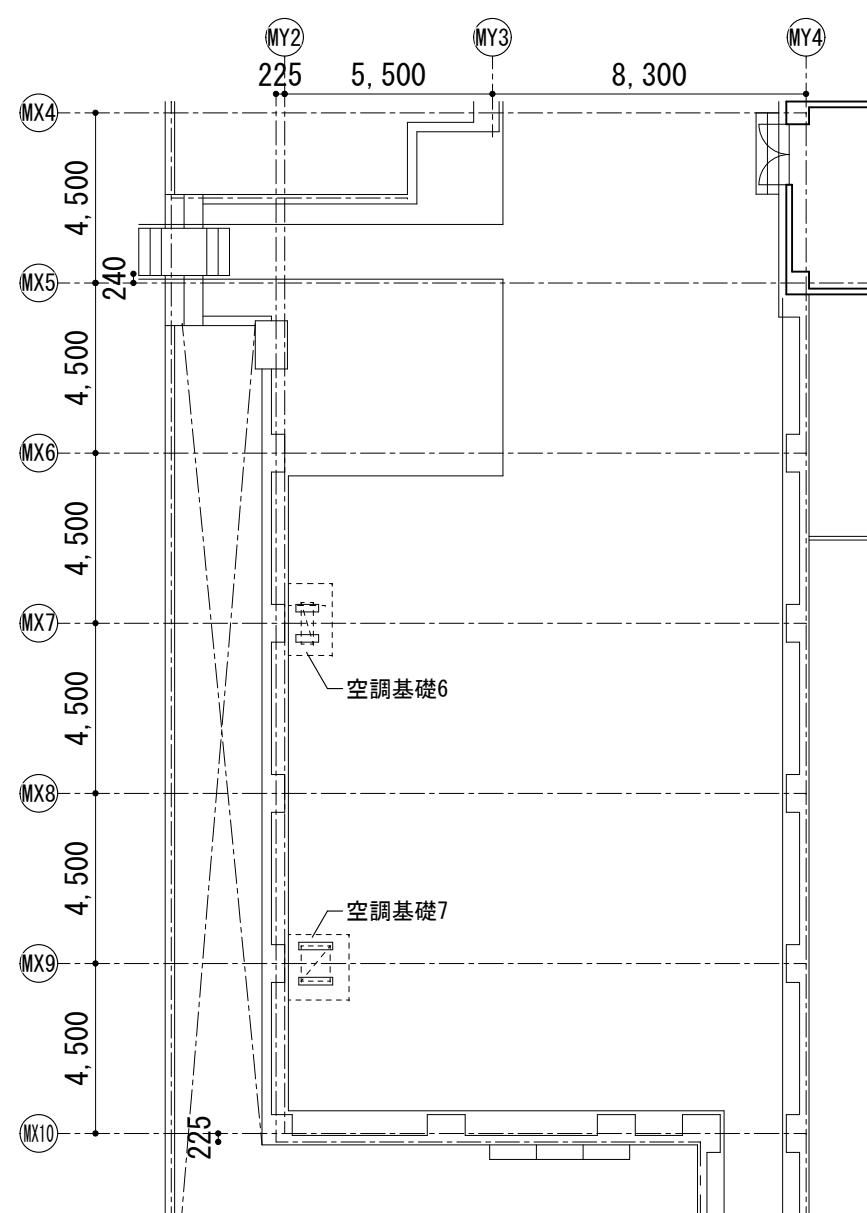
各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。



西棟南部分立面図 1/200







中校舎屋上部分平面図1 1/200

屋上 仕上表

部位	仕上
床	アスファルト防水の上シングルコンクリートt80

3年スペース、6年スペース、学習室、2・4年オープンスペース
ワークスペース、5年オープンスペース、相談室上表

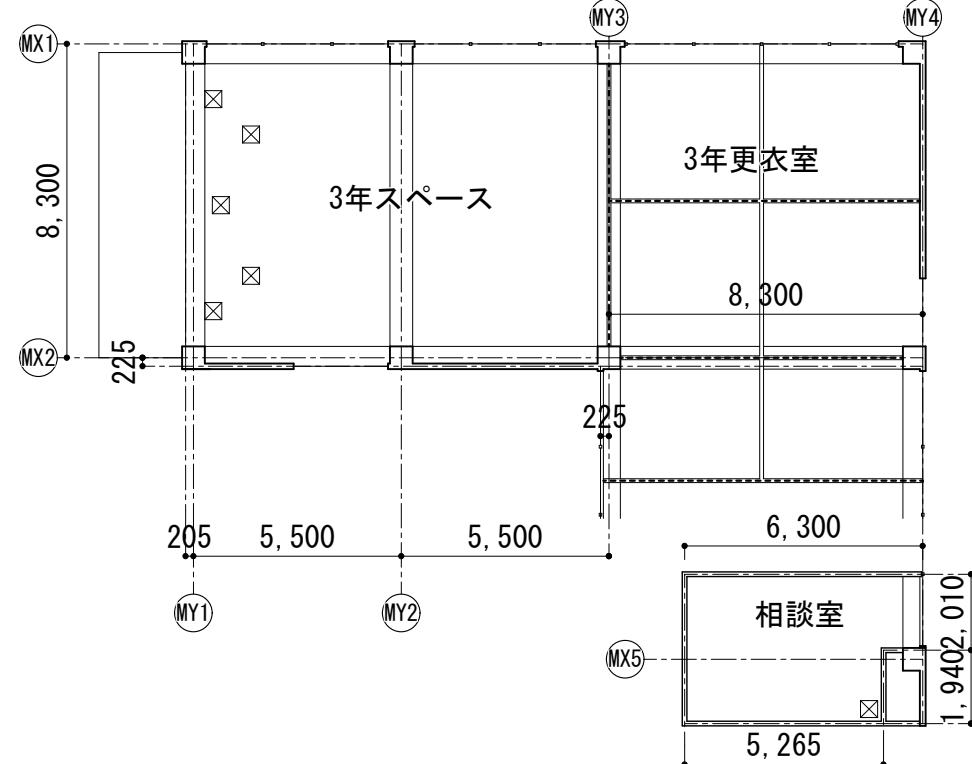
部位	仕上
壁	複層仕上塗材
天井	岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5)

凡例

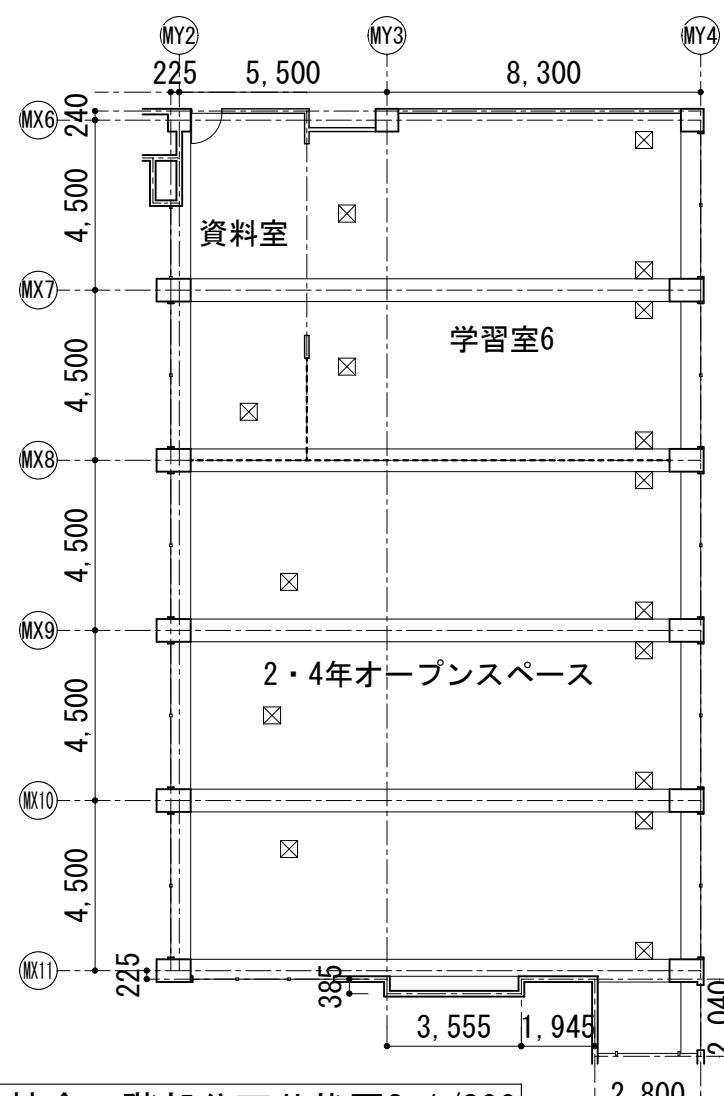
■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する
場合は適切な撤去処分を施す。

凡例

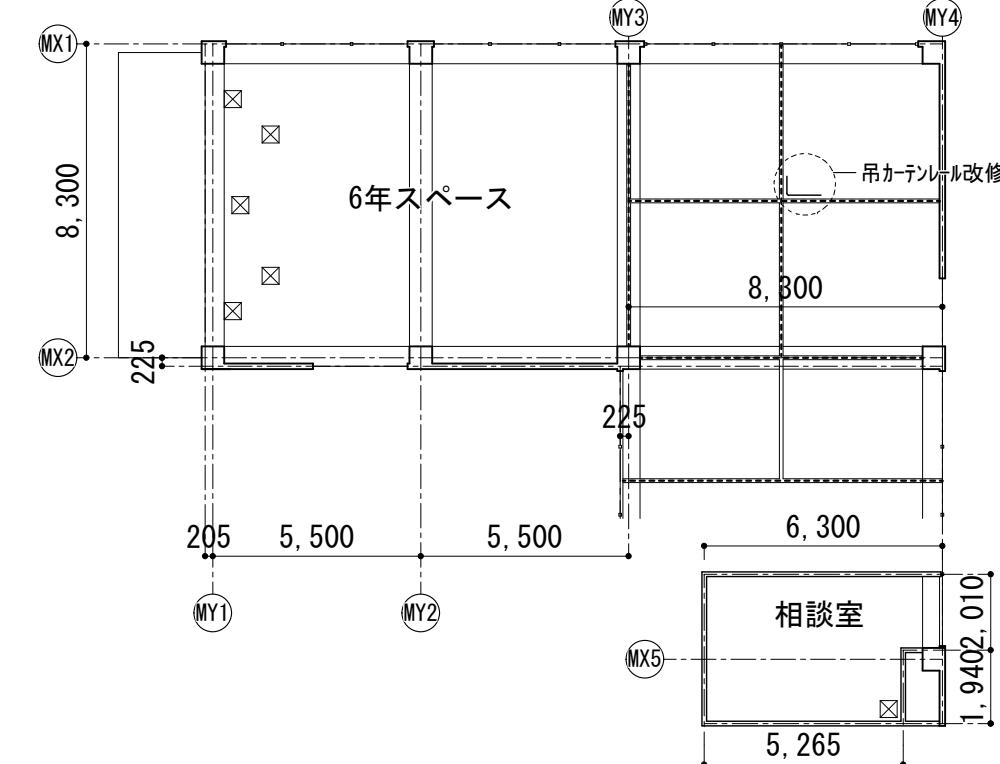
- 天井点検口450角
- カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置



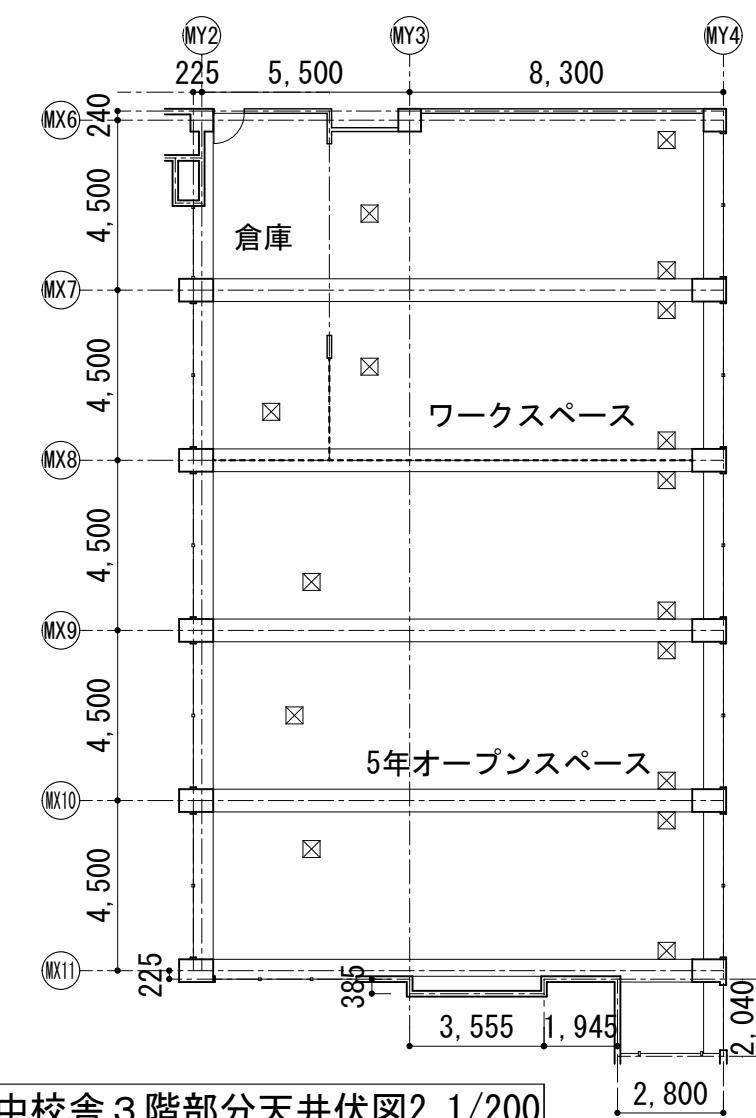
中校舎2階部分天井伏図1 1/200



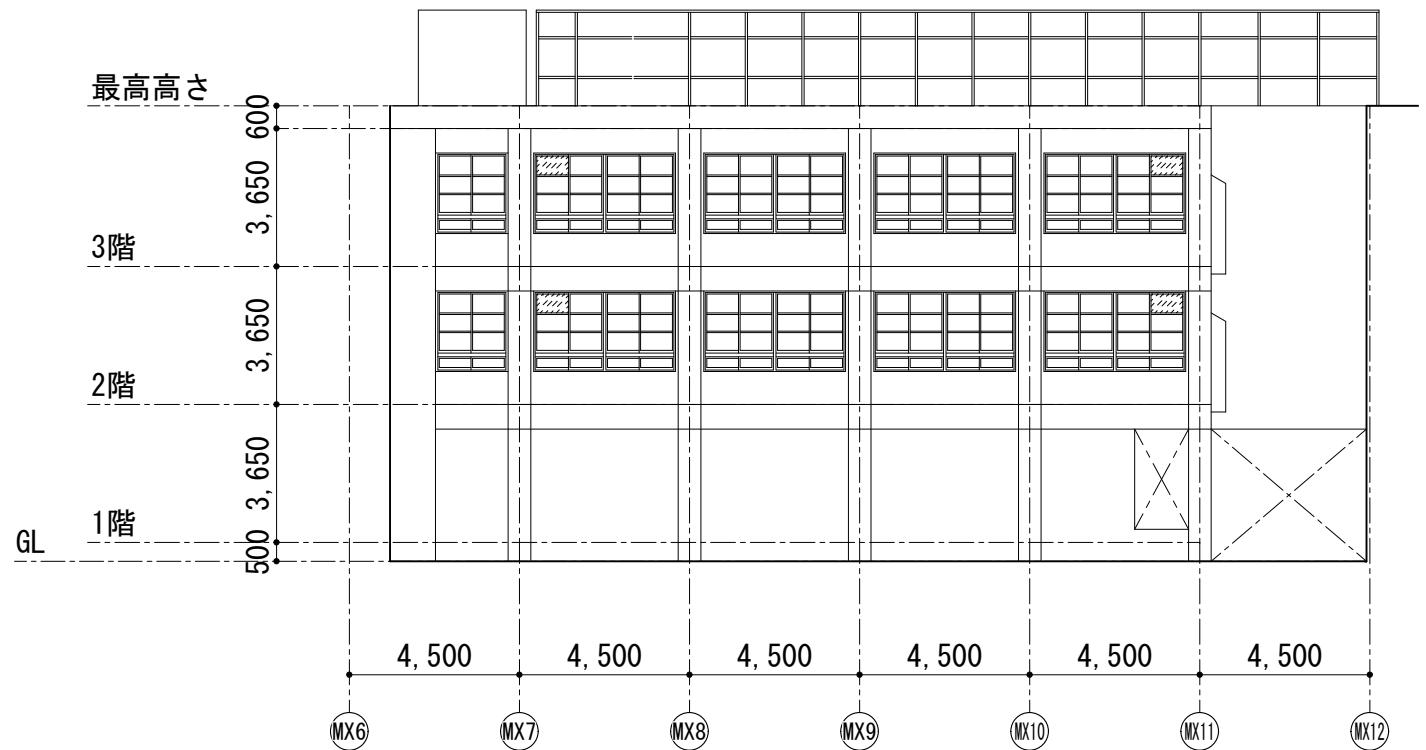
中校舎2階部分天井伏図2 1/200



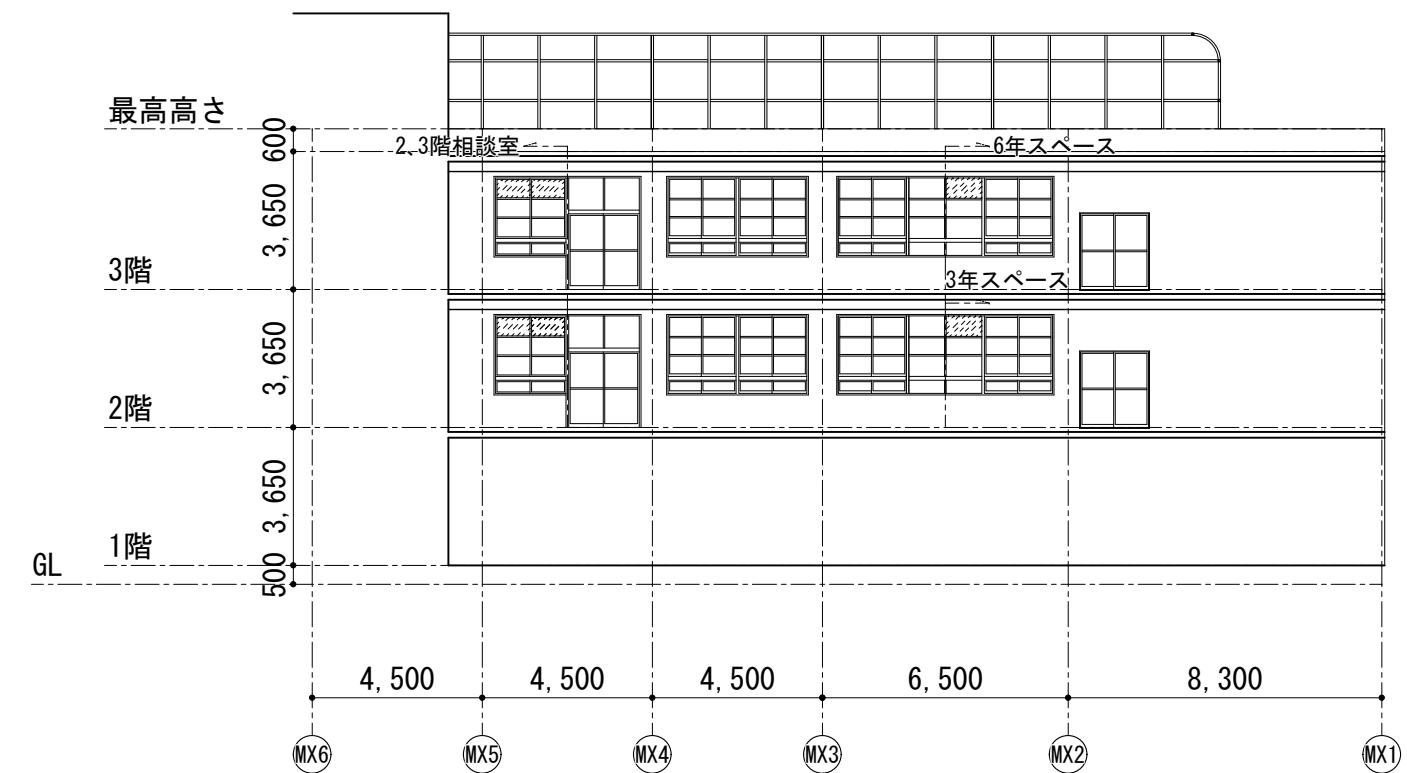
中校舎3階部分天井伏図1 1/200



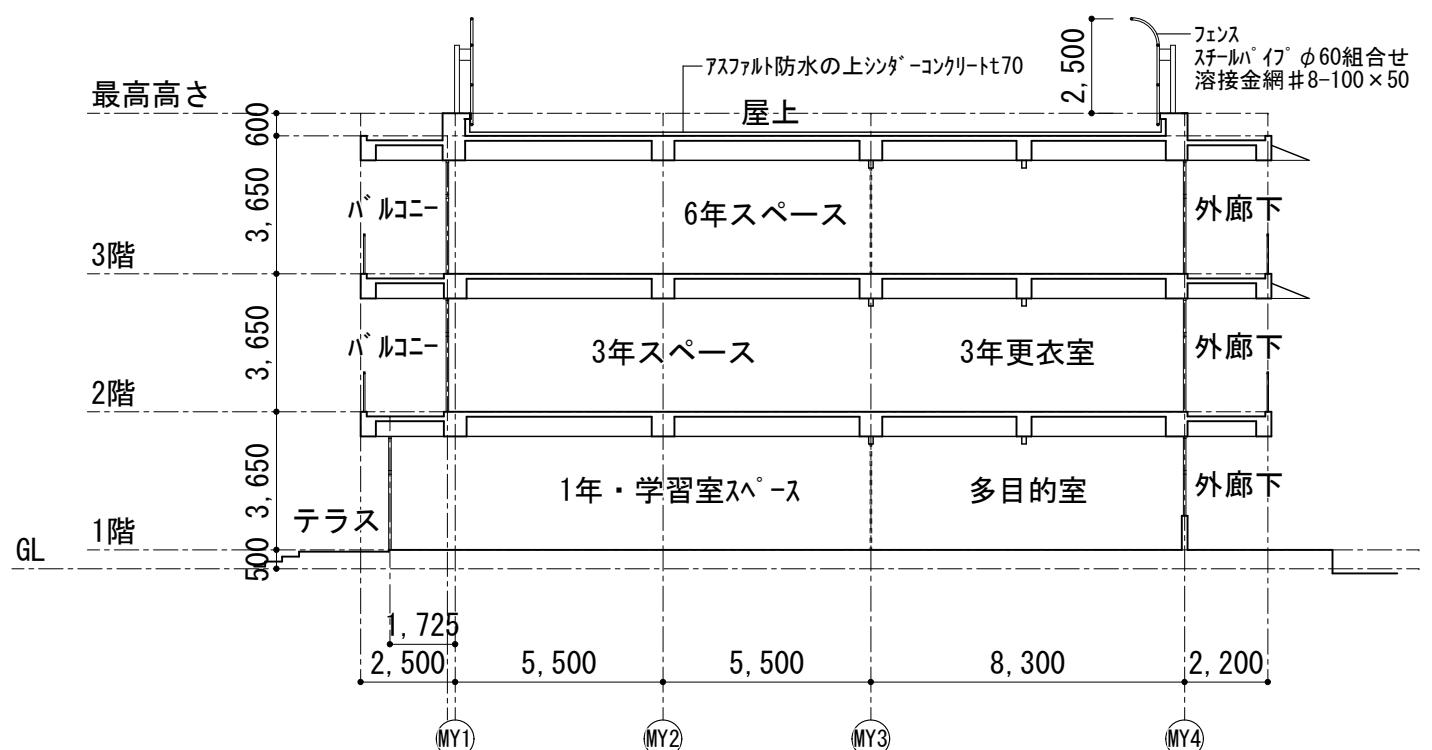
中校舎3階部分天井伏図2 1/200



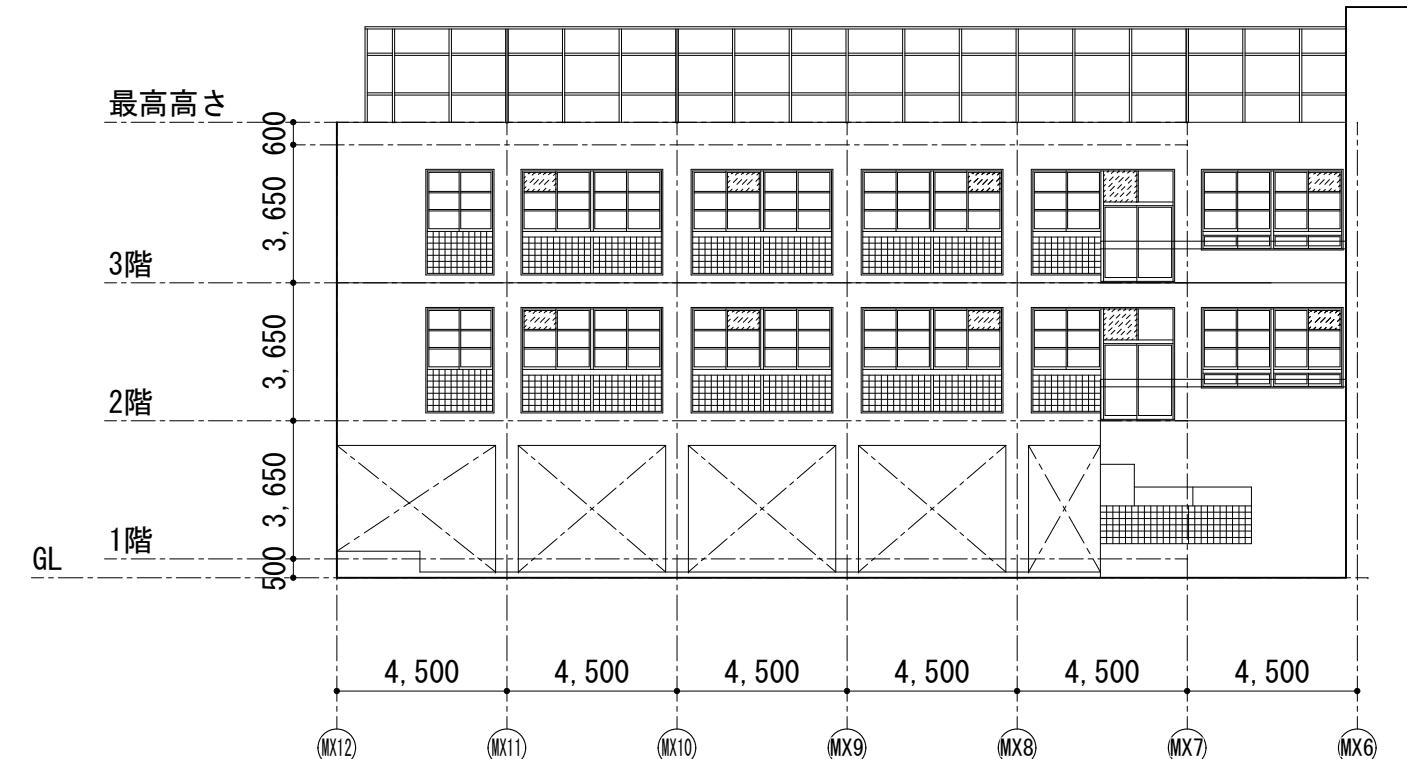
中校舎南部分立面図1/200



中校舎北部分立面図1/200



中校舎断面図 1/200



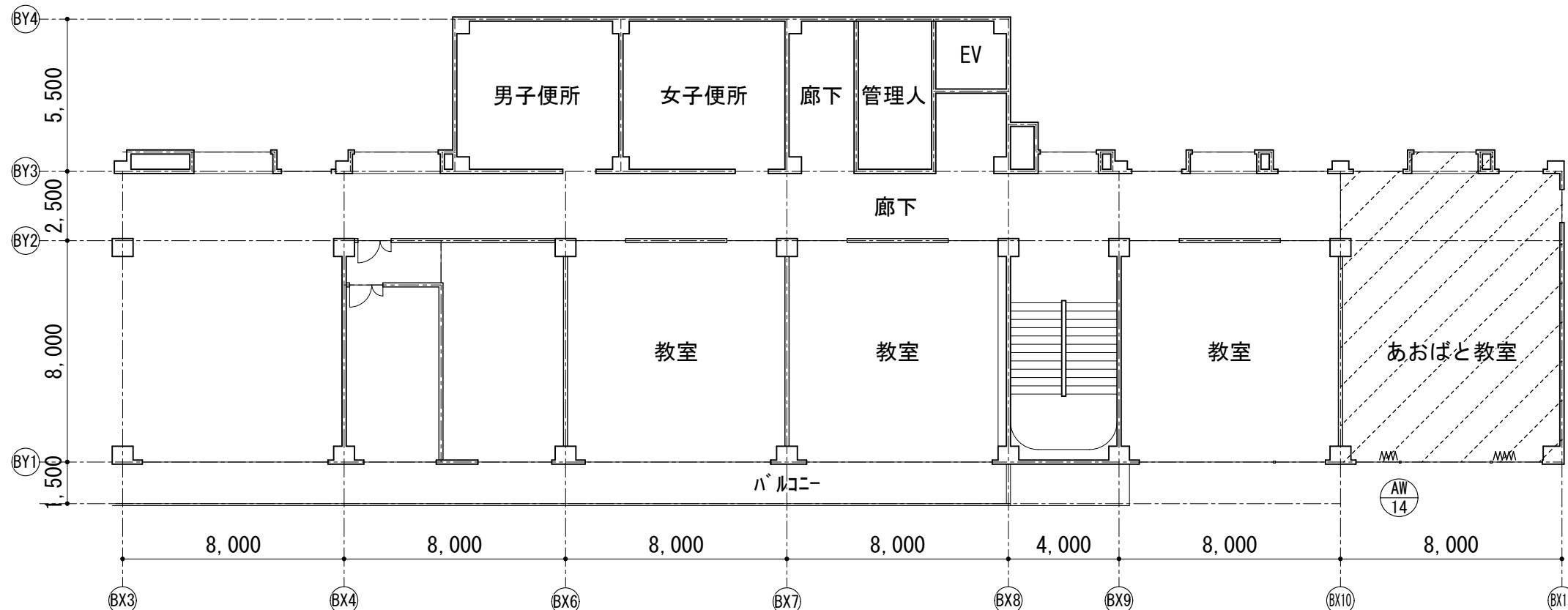
中校舎北部分立面図1/200

中校舎外部仕上表

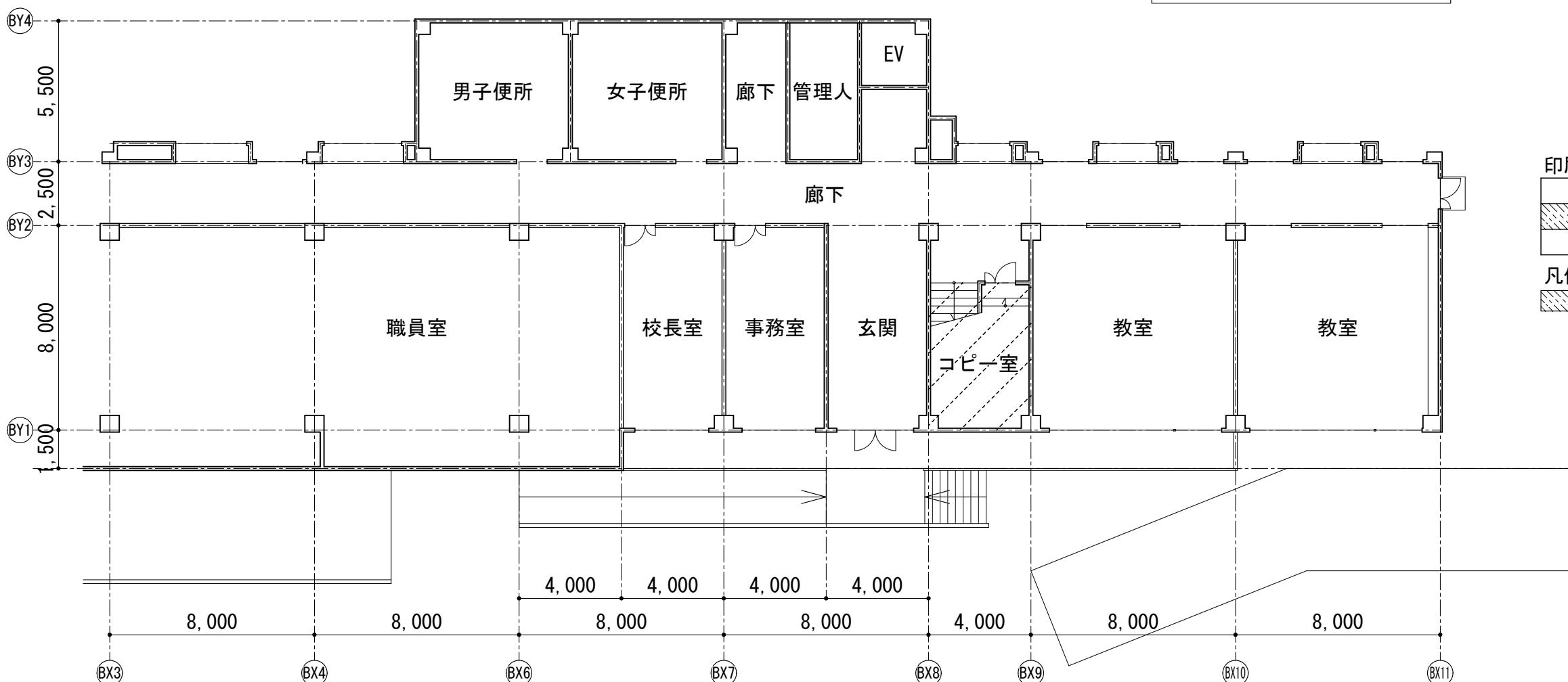
部位	仕上
外壁	吹付材
軒天	ケイ酸カルシウム板EP

凡例

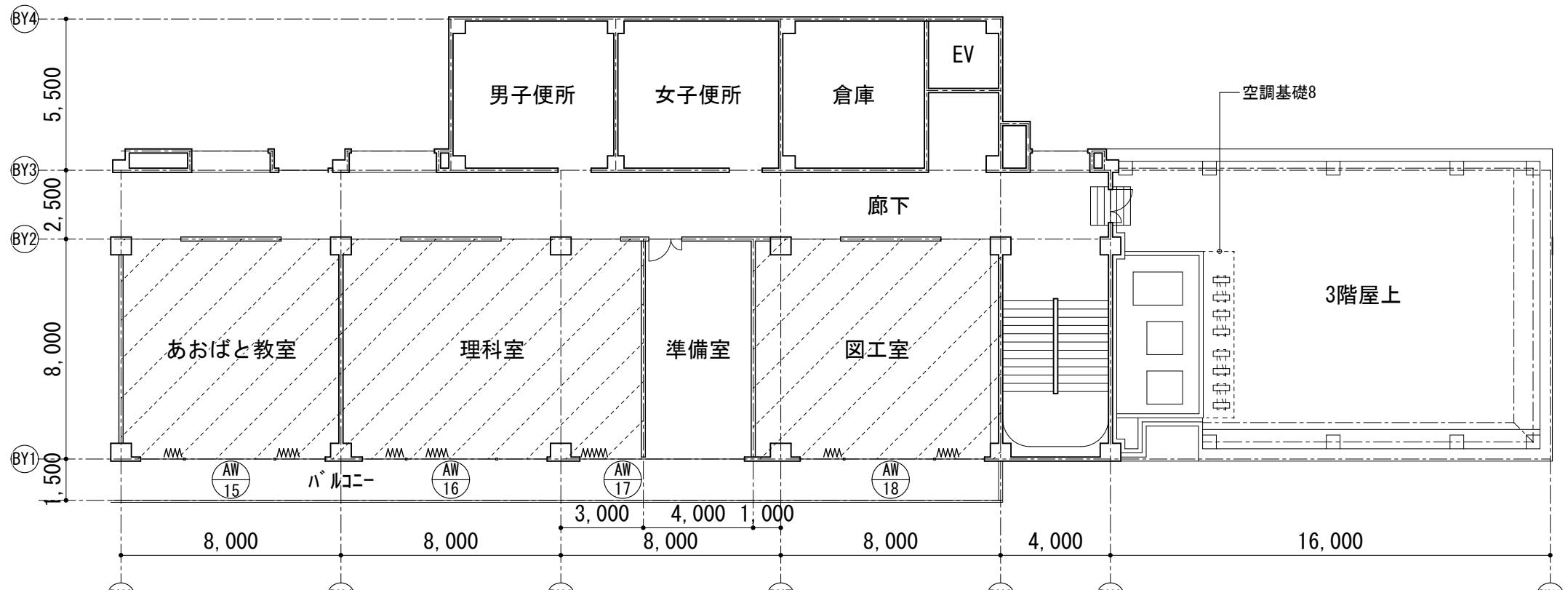
■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。



本館 2階平面図1/200



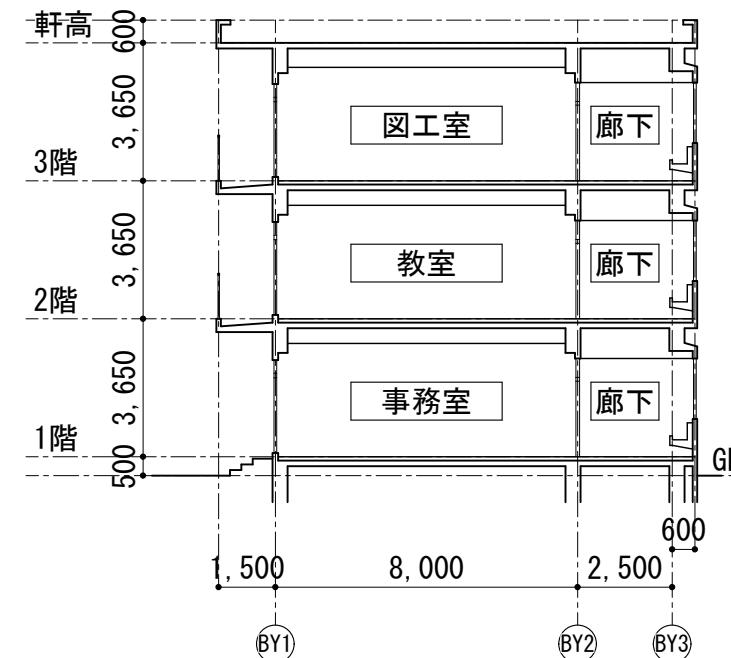
本館 1階平面図1/200



あおばと教室、理科室、図工室仕上表

部位	仕上
壁	複層仕上塗材
天井	岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5)

本館3階平面図1/200



本館断面図1 1/200

3階屋上 仕上表

部位	仕上
床	アスファルト防水の上シングルコンクリートt80

凡例

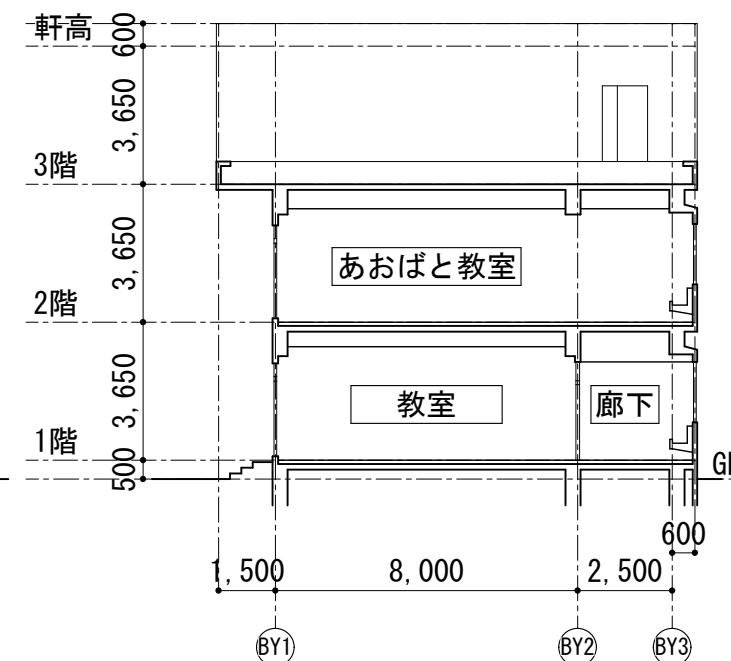
■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。



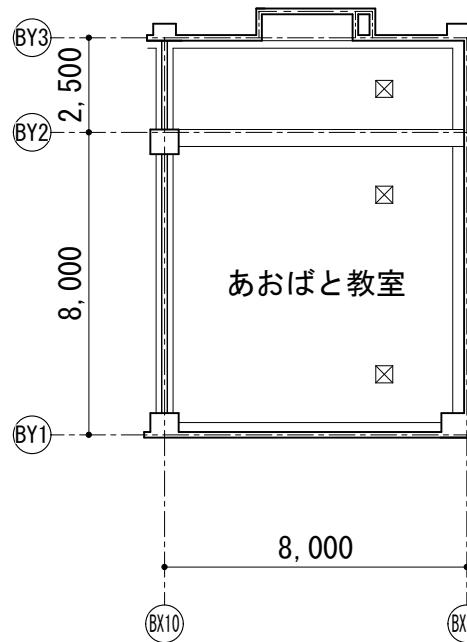
凡例

- 天井点検口450角
- カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置

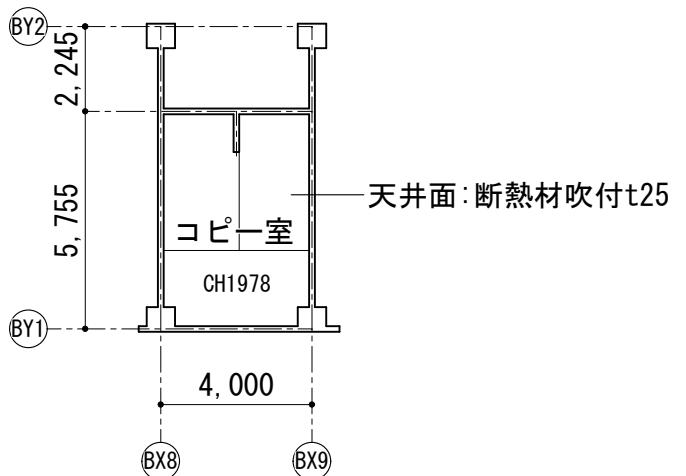
本館南部分立面図1/200



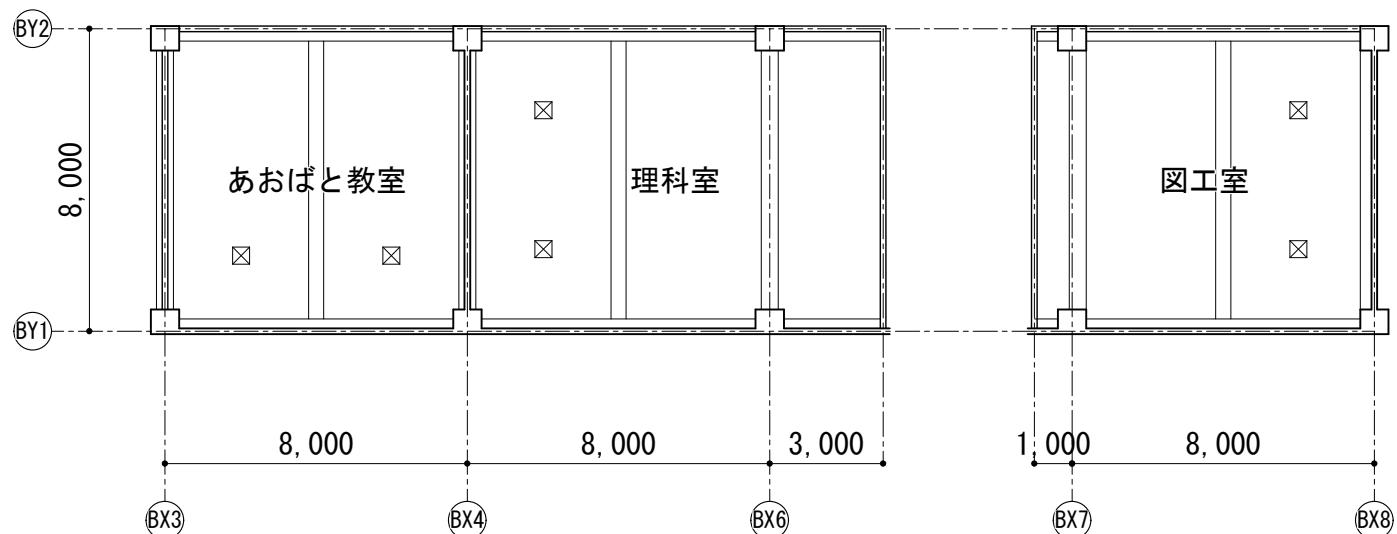
本館断面図2 1/200



本館 2階あおばと教室天井伏図1/200

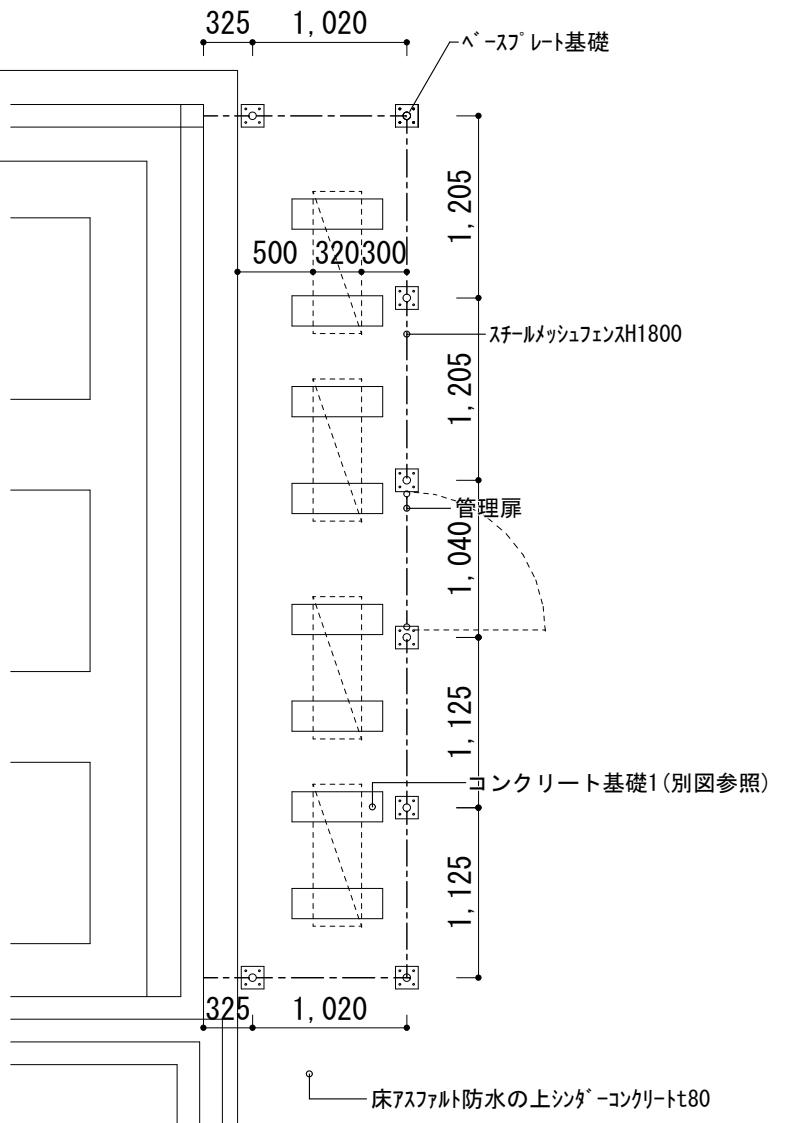


本館 1階印刷室天井伏図1/200



凡例

- ▣ 天井点検口450角
- カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置



空調基礎8部分詳細図1/50

各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

凡例

- ▣ 天井点検口450角
- カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置

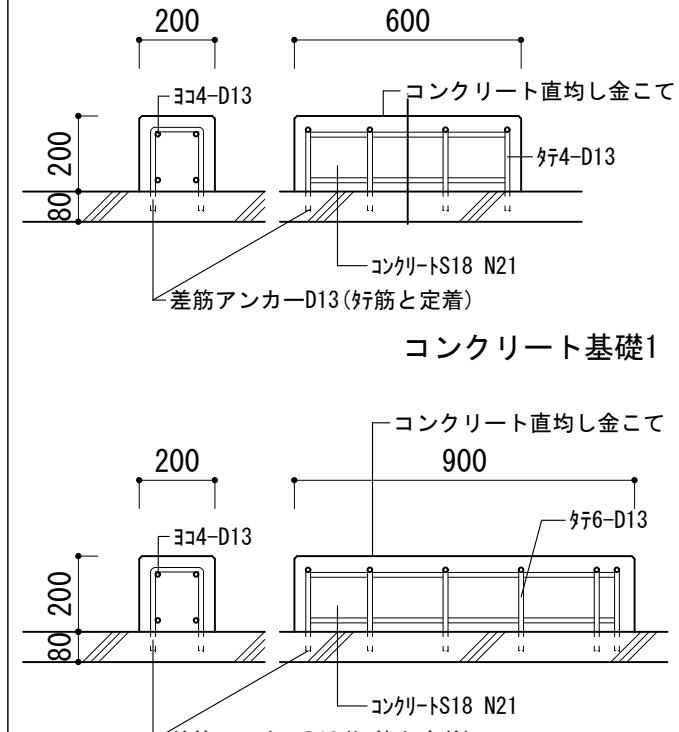
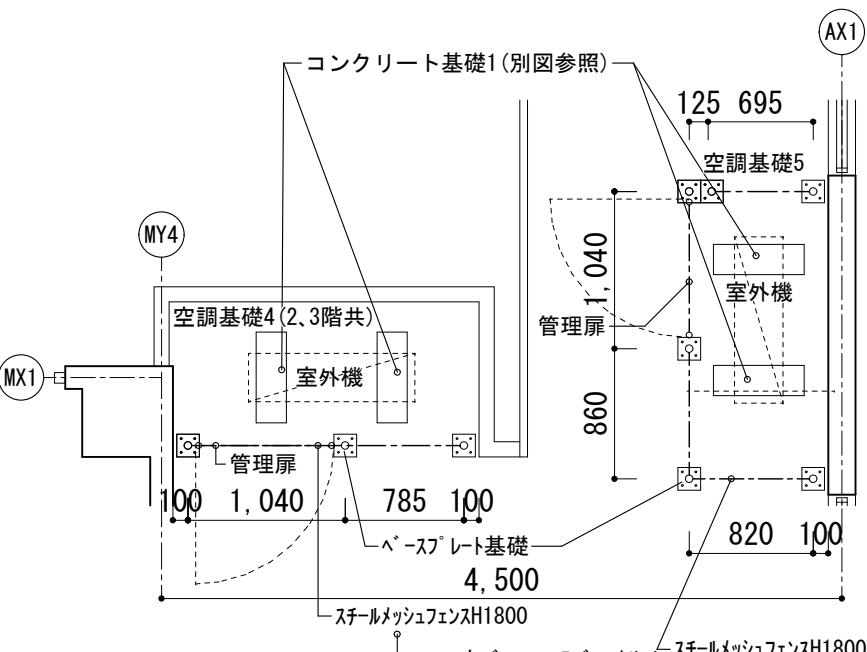
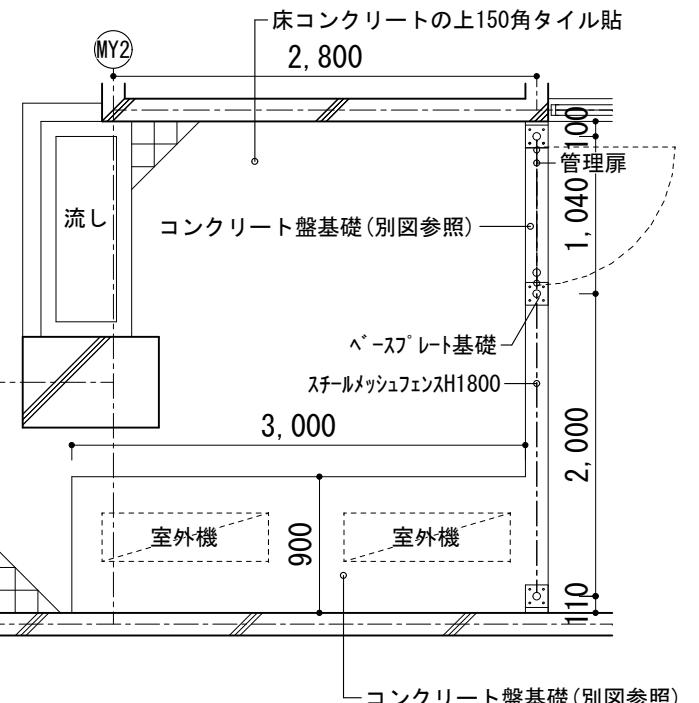
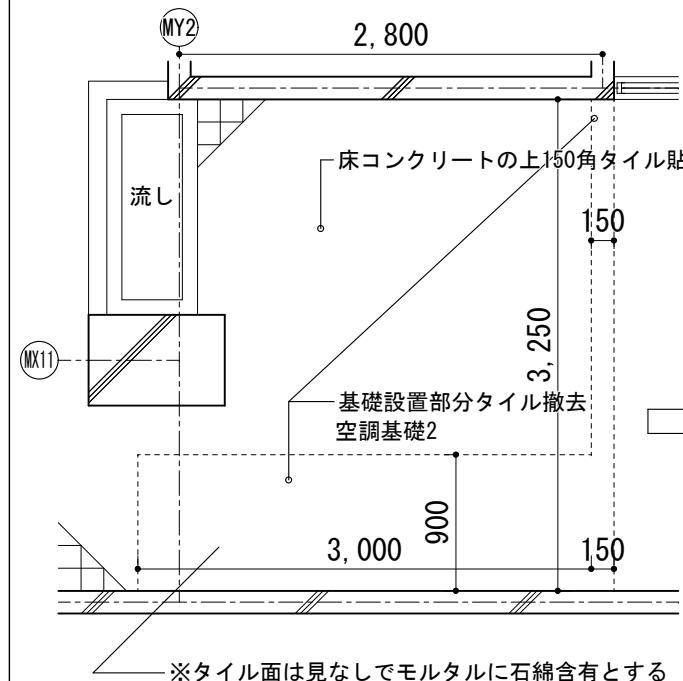
空調基礎2部分詳細図1/50

空調基礎4、5部分詳細図1/50

コンクリート基礎詳細図1/20

既存

改修



各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

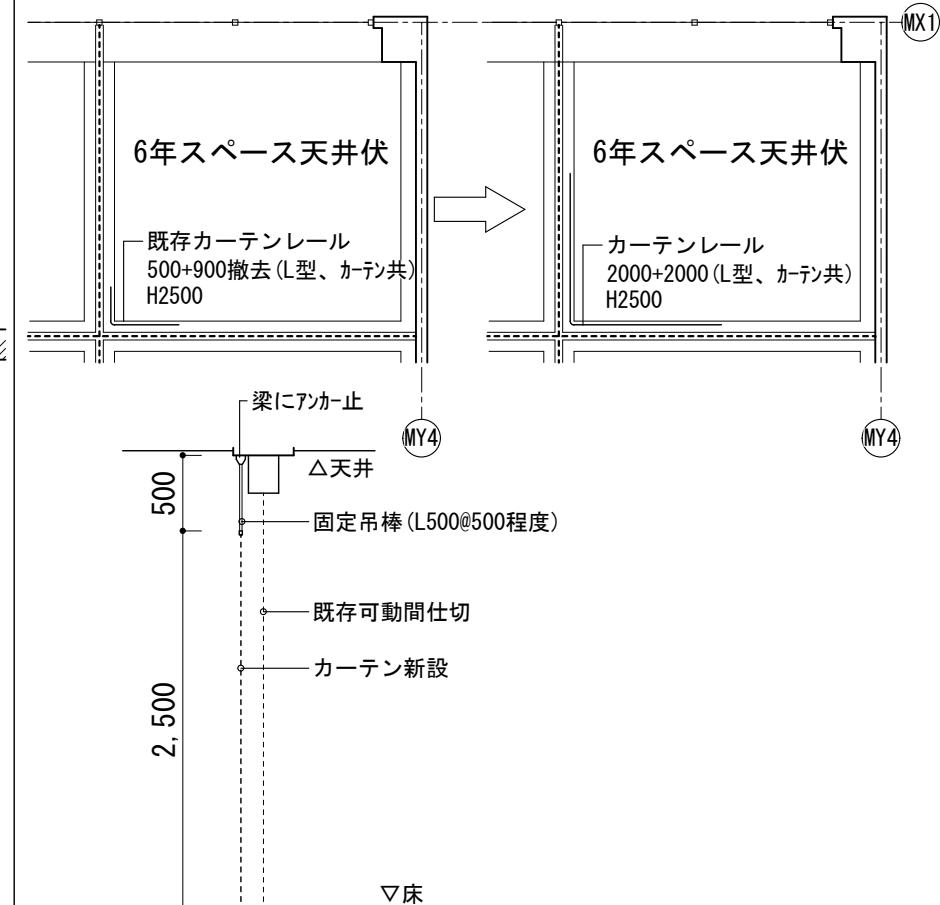
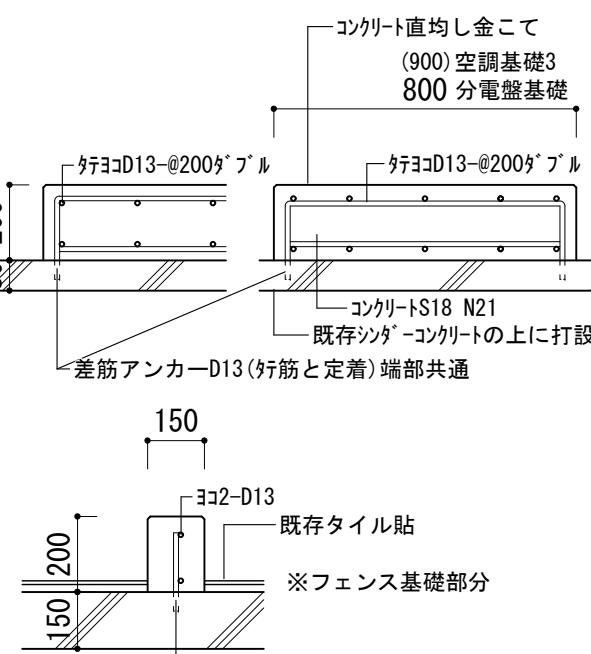
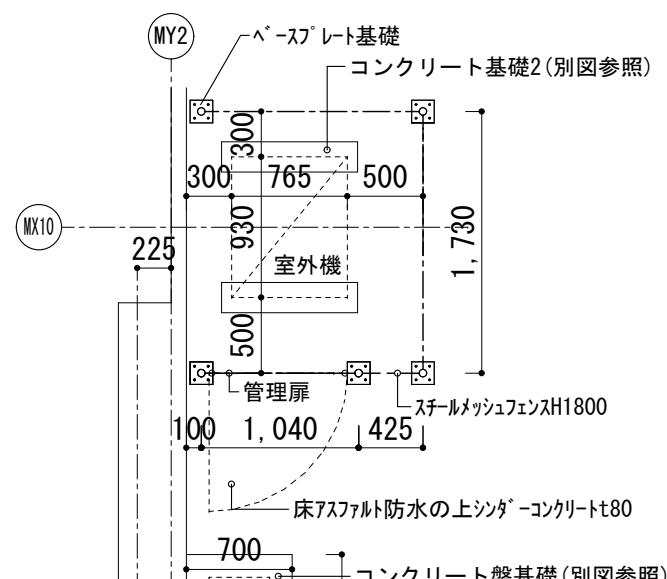
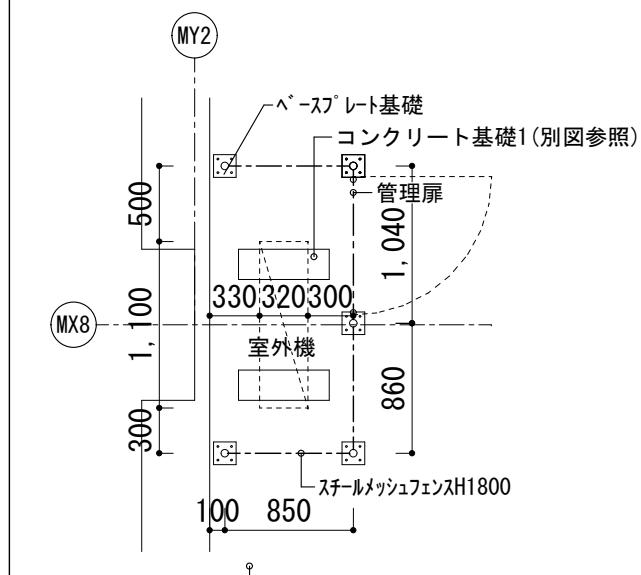
各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

空調基礎6部分詳細図1/50

空調基礎7部分詳細図1/50

コンクリート盤基礎詳細図1/20

3階6年スペースカーテン詳細図1/50



各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

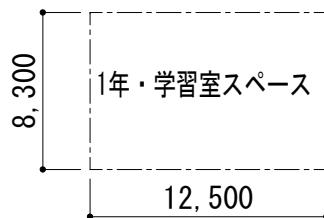
各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

符号	AW 1 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 2 アルミ製建具(一部改修)	2か所	AW 3 AW 4 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 5 アルミ製建具(一部改修)	2か所
姿図	既存カーテンないためレールのみ設置 		既存カーテンないためレールのみ設置 					
材料	アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製	
場所	1年・学習室スペース		3年スペース、6年スペース		図書室		図書室	
ガラス	部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去	
金物								
備考	部分アルミパネルt3.0設置 ----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置 >< 部分カーテン及び遮光カーテン設置							
符号	AW 6 アルミ製建具(一部改修)	2か所	AW 7 アルミ製建具(一部改修)	2か所	AW 8 アルミ製建具(一部改修)	2か所	AW 9 AW 10 AW 11 アルミ製建具(一部改修)	各2か所
姿図	相談室 		2階は既存カーテンないためレールのみ設置 		2階は既存カーテンないためレールのみ設置 		既存カーテンないためレールのみ設置 	
材料	アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製	
場所	相談室(2階、3階)		学習室6、ワークスペース		学習室6、ワークスペース		2・4年オープンスペース、5年オープンスペース	
ガラス	部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去		部分既存ガラス撤去	
金物								
備考	部分アルミパネルt3.0設置 ----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置 >< 部分カーテン及び遮光カーテン設置							

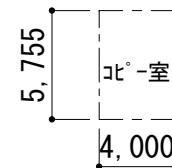
共通事項:パネル位置及び寸法はすべて既存図参考のため現地確認を優先する。

符号	アルミ製建具(一部改修)	各2か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所
姿図		(AW11)		(AW12)		改修後強化ガラスt4		
材料	アルミ製	アルミ製 見込100	アルミ製	アルミ製	アルミ製	アルミ製	アルミ製	アルミ製
場所	2・4年オーブンスペース、5年オーブンスペース、資料室、倉庫	2階あおばと教室	3階あおばと教室	理科室				
ガラス	部分既存ガラス撤去	部分既存ガラス撤去→一部強化ガラスt4改修	部分既存ガラス撤去	部分既存ガラス撤去→一部強化ガラスt4改修				
金物								
備考	部分アルミパネルt3.0設置	部分アルミパネルt3.0設置	部分アルミパネルt3.0設置	部分アルミパネルt3.0設置	部分アルミカーテンレール(シングル)設置	部分アルミカーテンレール(シングル)設置	部分アルミカーテンレール(シングル)設置	部分アルミカーテンレール(シングル)設置
	部分カーテン及び遮光カーテン設置	部分カーテン及び遮光カーテン設置	部分カーテン及び遮光カーテン設置	部分カーテン及び遮光カーテン設置				
符号	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所				
姿図		理科室						
材料	アルミ製	アルミ製						
場所	相談室(2階、3階)	図工室						
ガラス	部分既存ガラス撤去	部分既存ガラス撤去						
金物								
備考	部分アルミパネルt3.0設置	部分アルミパネルt3.0設置			部分アルミカーテンレール(シングル)設置	部分アルミカーテンレール(シングル)設置		
	部分カーテン及び遮光カーテン設置	部分カーテン及び遮光カーテン設置						

1階面積図



1年・学習室スペース
 $12.50 \times 8.3 = 103.75$



印刷室
 $4 \times 5.775 = 23.02$

1階計

$$103.75 + 23.02 = 126.77$$

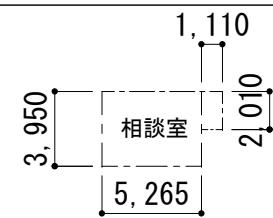
各階計

1階計	126.77
2階計	687.55
3階計	735.00
計	1549.32

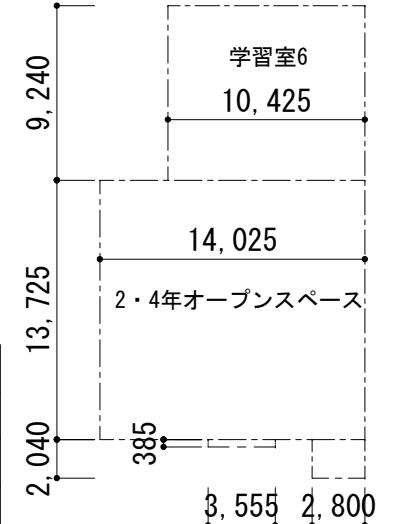
2階面積図



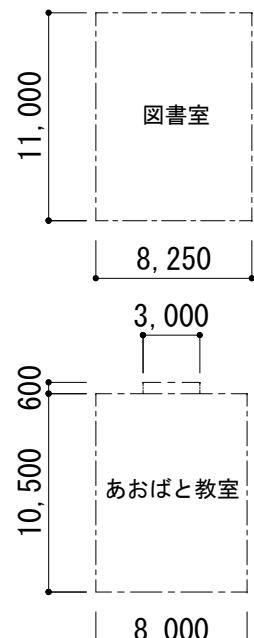
3年スペース・3年更衣室
 $19.505 \times 8.525 = 166.28$
 $8.525 \times 3.025 = 25.79$
計 192.07



相談室
 $5.265 \times 3.95 = 20.8$
 $1.11 \times 2.01 = 2.23$
計 23.03



学習室6
 $10.425 \times 9.24 = 103.75$
2・4年オープンスペース
 $14.025 \times 13.725 = 192.49$
 $3.555 \times 0.385 = 1.37$
 $2.8 \times 2.04 = 5.71$
計 199.57

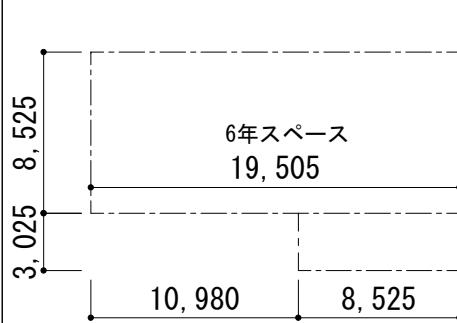


図書室
 $8.25 \times 11 = 90.75$

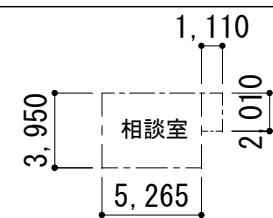
あおばと教室
 $3 \times 0.6 = 1.8$
 $8 \times 10.5 = 84$
計 85.8

2階計
 $192.07 + 23.03 + 103.75 + 199.57 + 90.75 + 85.8 = 687.55$

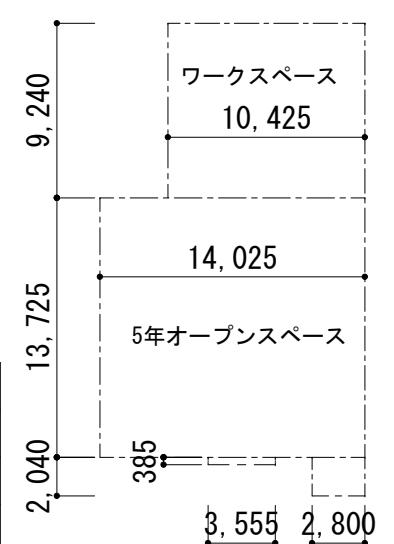
3階面積図



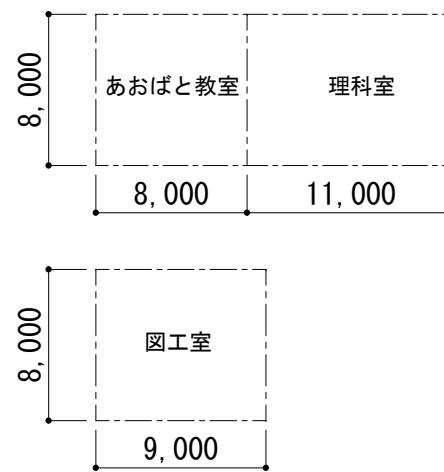
6年スペース
 $19.505 \times 8.525 = 166.28$
 $8.525 \times 3.025 = 25.79$
計 192.07



相談室
 $5.265 \times 3.95 = 20.8$
 $1.11 \times 2.01 = 2.23$
計 23.03



ワークスペース
 $10.425 \times 9.24 = 103.75$
5年オープンスペース
 $14.025 \times 13.725 = 192.49$
 $3.555 \times 0.385 = 1.37$
 $2.8 \times 2.04 = 5.71$
計 199.57

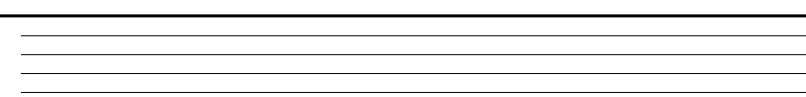


あおばと教室
 $8 \times 8 = 64$

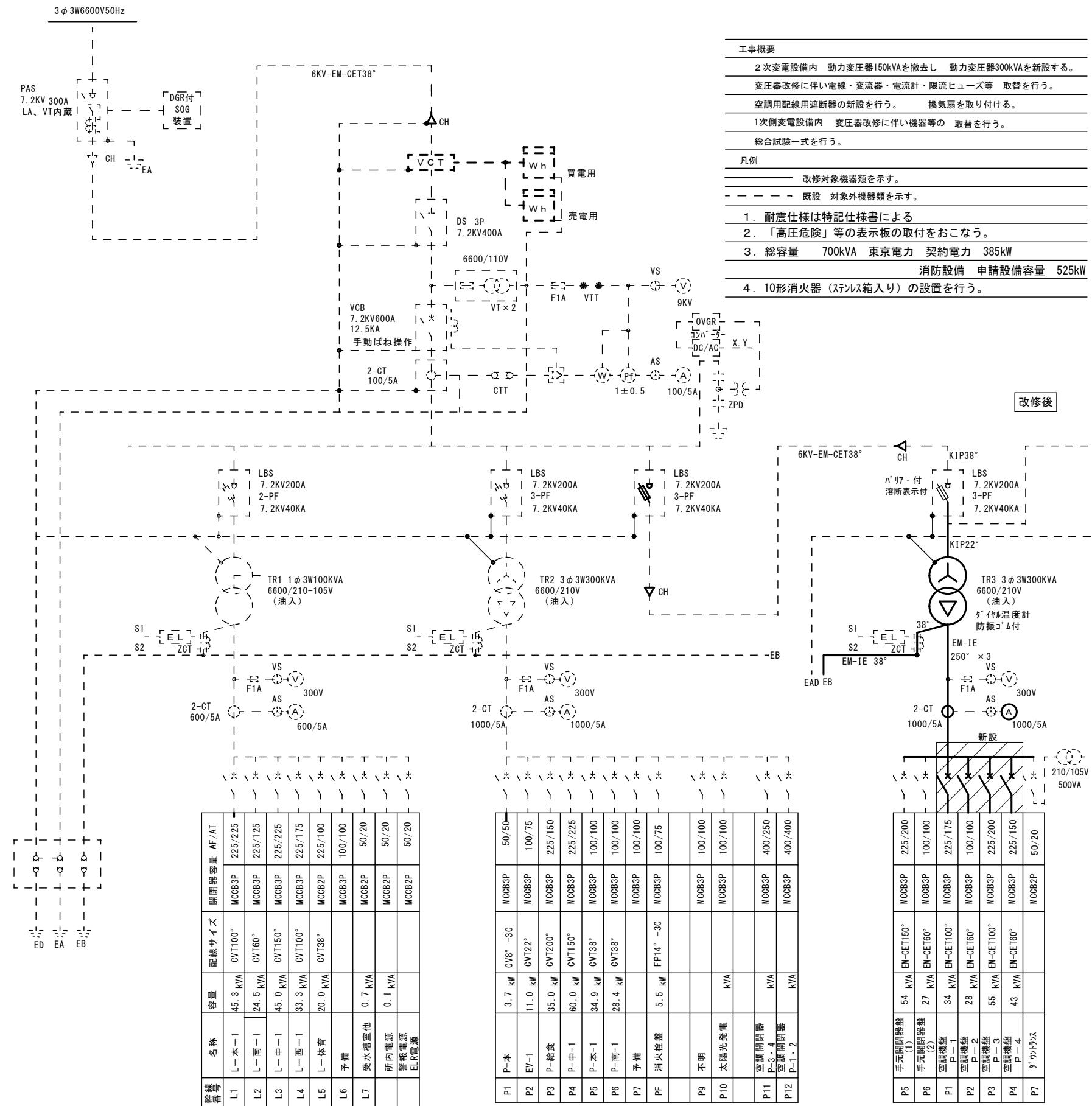
理科室
 $11 \times 8 = 88$

図工室
 $9 \times 8 = 72$

3階計
 $192.07 + 23.03 + 103.75 + 199.57 + 64 + 88 + 72 = 735$



<p>工事名称 大磯小学校特別教室等空調設備整備工事 (令和8年1月作成)</p> <p>1 工事概要 1 工事場所 中郡大磯町東小磯3番地</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>構造</td> <td>階数(地下・塔屋)</td> <td>延面積(m²)</td> <td>消防令別表第1</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>大磯町立大磯小学校</td> <td>R C</td> <td>地上3階建</td> <td></td> <td>7項</td> <td></td> </tr> </table>				建物名称	構造	階数(地下・塔屋)	延面積(m ²)	消防令別表第1	備考	大磯町立大磯小学校	R C	地上3階建		7項		<p>特記仕様書</p> <p>1 電気方式 ●受電方式 ●2 主遮断装置 ●3 設備容量 ●4 設置場所 ●5 変電設備の形式 ●6 変圧器類の形式 ●7 高効率変圧器 ●8 自動効率調整装置 ●9 その他の ●10 低圧配電盤には外部配線接続用端子台を設ける。</p> <p>2 建物名 ●1 構造 ●2 階数(地下・塔屋) ●3 延面積(m²) ●4 消防令別表第1 ●5 備考</p> <p>●1 構造 ●2 階数(地下・塔屋) ●3 延面積(m²) ●4 消防令別表第1 ●5 備考</p> <p>3 工事種目 ●1)屋内電気設備 ●受電設備 ○発電設備 ○静止電源設備 ●動力設備 ●電灯設備 ○構内交換設備 ○時計・拡声設備 ●自動火災報知設備 ●雷保護設備 ○誘導支援設備 ○呼出設備 ○テレビ共同受信設備 ●監視カメラ設備 ○中央監視制御設備 ○ ●2)屋外電気設備 ○屋外配電線路設備 ○屋外通信線路設備 ○発電設備工事 ●接地</p> <p>II 工事仕様 1 共通仕様 1) 現場説明書、図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の仕様書を適用する。 国土交通省大臣官房官房工務部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。</p> <p>2 特記仕様 次の表のとおりとし、章は●印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。</p>																																														
建物名称	構造	階数(地下・塔屋)	延面積(m ²)	消防令別表第1	備考																																																									
大磯町立大磯小学校	R C	地上3階建		7項																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">般</td> <td>1 機材</td> <td>●本工事に使用する機材は、設計図書で規定されている仕様を満足し、環境負荷を配慮したものとする。 ●別途工事にて設ける ○設ける ○設けない ○本工事に要する工事用電力、給水等の費用は、完成引き渡しまで基本料金を含め請負者の負担とする。 ●官公署等への諸手続き、各種検査などの費用は請負者の負担とする。 工事完成引き渡しまでの工事に係わる本設電気の基本料金は本工事に ●改修工事の場合は、施工箇所の調査を行うものとし、その方法・範囲は改修工事標準仕様書によるほか、別途指示する。 構内に設けることが ○できる ○できない ●別約の關係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○改修標準仕様書第1編2.1.2によるほか下記による。 ○内部仮設足場等(○種 ○種) ○外部仮設足場等(○種 ○種) 引き渡しをとするもの ○あり ○なし 特別管理産業廃棄物 ○あり ○なし 再資源化を図るもの ○あり ○なし 再資源の利用を行うもの ○あり ○なし ○構内敷きならし ○指定処分地へ搬入 ●別途指示する。 ●別途指示する。 ●別途指示する。</td> </tr> <tr> <td>2 監督員事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 工事用電力、給水、その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 官庁手続き</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 本設電気の基本料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 施工調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 工事用仮設物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 足場、さん橋類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 発生材の処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 再資源の利用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 残土処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 工事写真</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 引き渡し関係書類及び付属品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 提出書類の様式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 耐震処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">●設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 ●地域係数(Z)は1、設計用標準震度(Ks)は下表とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2階以上</td> <td>地階及び1階</td> </tr> <tr> <td>標準震度</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)</td> </tr> </tbody></table>						章	項目	特記事項	般	1 機材	●本工事に使用する機材は、設計図書で規定されている仕様を満足し、環境負荷を配慮したものとする。 ●別途工事にて設ける ○設ける ○設けない ○本工事に要する工事用電力、給水等の費用は、完成引き渡しまで基本料金を含め請負者の負担とする。 ●官公署等への諸手続き、各種検査などの費用は請負者の負担とする。 工事完成引き渡しまでの工事に係わる本設電気の基本料金は本工事に ●改修工事の場合は、施工箇所の調査を行うものとし、その方法・範囲は改修工事標準仕様書によるほか、別途指示する。 構内に設けることが ○できる ○できない ●別約の關係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○改修標準仕様書第1編2.1.2によるほか下記による。 ○内部仮設足場等(○種 ○種) ○外部仮設足場等(○種 ○種) 引き渡しをとするもの ○あり ○なし 特別管理産業廃棄物 ○あり ○なし 再資源化を図るもの ○あり ○なし 再資源の利用を行うもの ○あり ○なし ○構内敷きならし ○指定処分地へ搬入 ●別途指示する。 ●別途指示する。 ●別途指示する。	2 監督員事務所		3 工事用電力、給水、その他		4 官庁手続き		5 本設電気の基本料金		6 施工調査		7 工事用仮設物等		8 足場、さん橋類		9 発生材の処理		10 再資源の利用		11 残土処分		12 工事写真		13 引き渡し関係書類及び付属品		14 提出書類の様式		15 耐震処理		●設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 ●地域係数(Z)は1、設計用標準震度(Ks)は下表とする。			<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2階以上</td> <td>地階及び1階</td> </tr> <tr> <td>標準震度</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </table>			設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階以上	地階及び1階	標準震度	2.0	1.5	1.5	●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)			●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)			●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)		
章	項目	特記事項																																																												
般	1 機材	●本工事に使用する機材は、設計図書で規定されている仕様を満足し、環境負荷を配慮したものとする。 ●別途工事にて設ける ○設ける ○設けない ○本工事に要する工事用電力、給水等の費用は、完成引き渡しまで基本料金を含め請負者の負担とする。 ●官公署等への諸手続き、各種検査などの費用は請負者の負担とする。 工事完成引き渡しまでの工事に係わる本設電気の基本料金は本工事に ●改修工事の場合は、施工箇所の調査を行うものとし、その方法・範囲は改修工事標準仕様書によるほか、別途指示する。 構内に設けることが ○できる ○できない ●別約の關係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○改修標準仕様書第1編2.1.2によるほか下記による。 ○内部仮設足場等(○種 ○種) ○外部仮設足場等(○種 ○種) 引き渡しをとするもの ○あり ○なし 特別管理産業廃棄物 ○あり ○なし 再資源化を図るもの ○あり ○なし 再資源の利用を行うもの ○あり ○なし ○構内敷きならし ○指定処分地へ搬入 ●別途指示する。 ●別途指示する。 ●別途指示する。																																																												
	2 監督員事務所																																																													
	3 工事用電力、給水、その他																																																													
	4 官庁手続き																																																													
	5 本設電気の基本料金																																																													
	6 施工調査																																																													
	7 工事用仮設物等																																																													
	8 足場、さん橋類																																																													
	9 発生材の処理																																																													
	10 再資源の利用																																																													
	11 残土処分																																																													
	12 工事写真																																																													
	13 引き渡し関係書類及び付属品																																																													
	14 提出書類の様式																																																													
15 耐震処理																																																														
●設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 ●地域係数(Z)は1、設計用標準震度(Ks)は下表とする。																																																														
<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2階以上</td> <td>地階及び1階</td> </tr> <tr> <td>標準震度</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> </table>			設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階以上	地階及び1階	標準震度	2.0	1.5	1.5																																																				
設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階以上	地階及び1階																																																											
標準震度	2.0	1.5	1.5																																																											
●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)																																																														
●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)																																																														
●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ●最大電力500kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣接部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子盤には接地端子座を設ける。 ●結露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線部はシリコン系コーキング材を充填する。 ●P F管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○面図で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線)																																																														



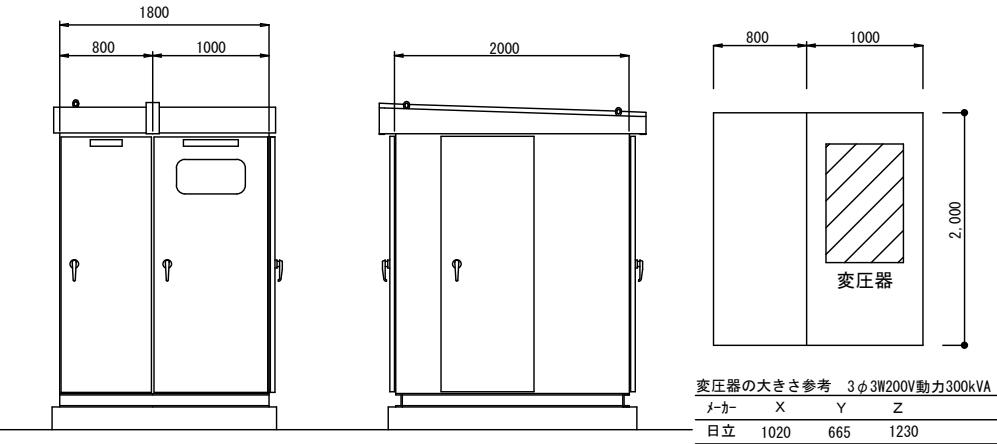
受電設備単線結線図

大磯小学校特別教室等空調設備整備工事

工事概要
2次変電設備内 動力変圧器150kVAを撤去し 動力変圧器300kVAを新設する。
変圧器改修に伴い電線・変流器・電流計・限流ヒューズ等 取替を行う。
空調用配線用遮断器の新設を行う。 換気扇を取り付ける。
1次側変電設備内 変圧器改修に伴い機器等の 取替を行う。
総合試験一式を行う。

凡例
— 改修対象機器類を示す。
- - - 既設 対象外機器類を示す。

- 耐震仕様は特記仕様による
- 「高圧危険」等の表示板の取付をおこなう。
- 総容量 700kVA 東京電力 契約電力 385kW
- 消防設備 申請設備容量 525kW
- 10形消火器(ステンレス箱入り)の設置を行う。



高圧受電盤 低圧動力盤

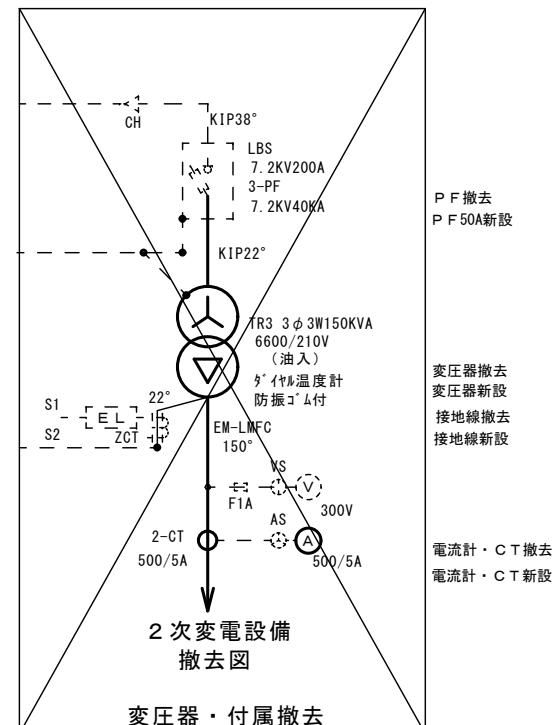
側面図

平面図

既設箱体

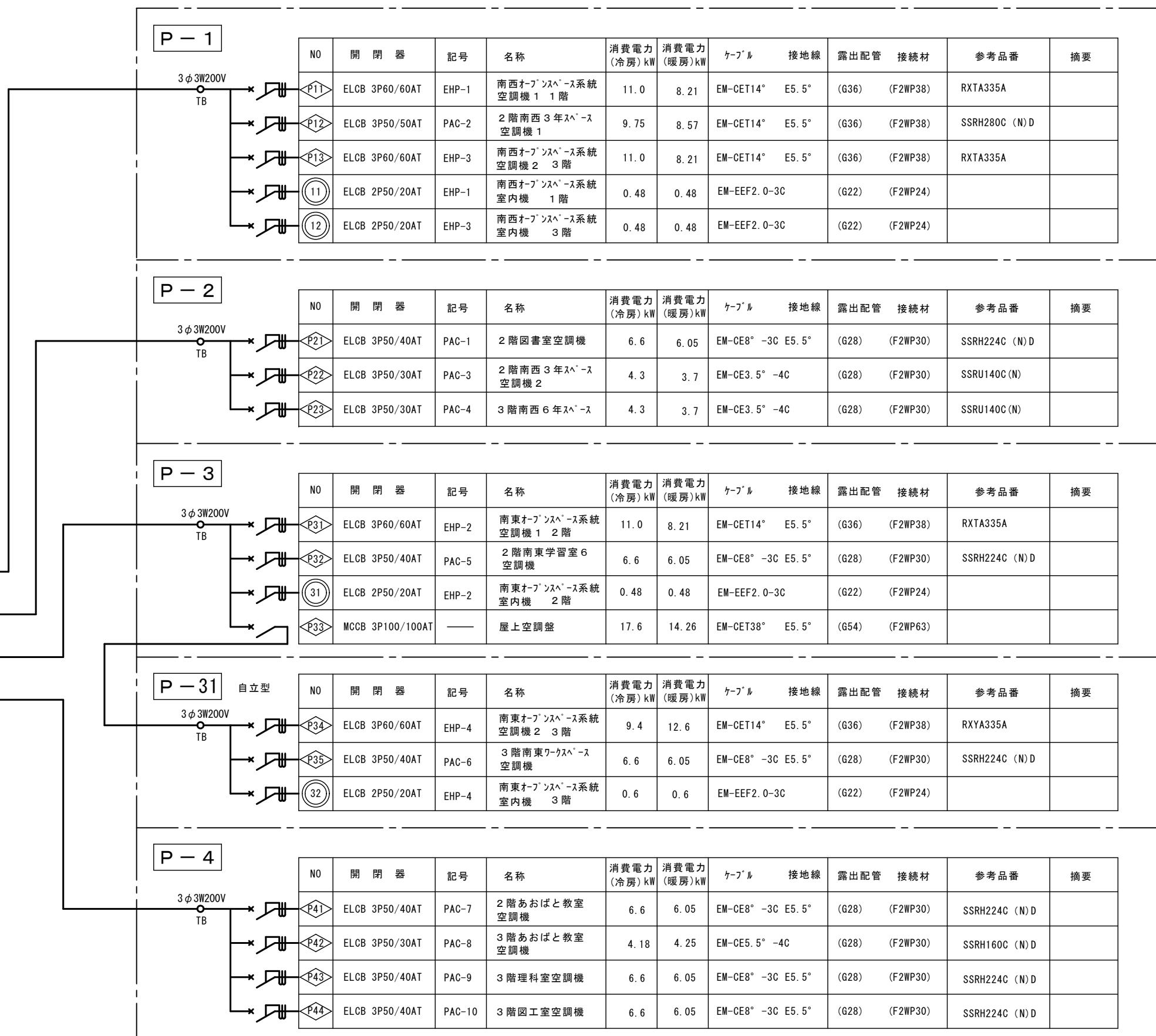
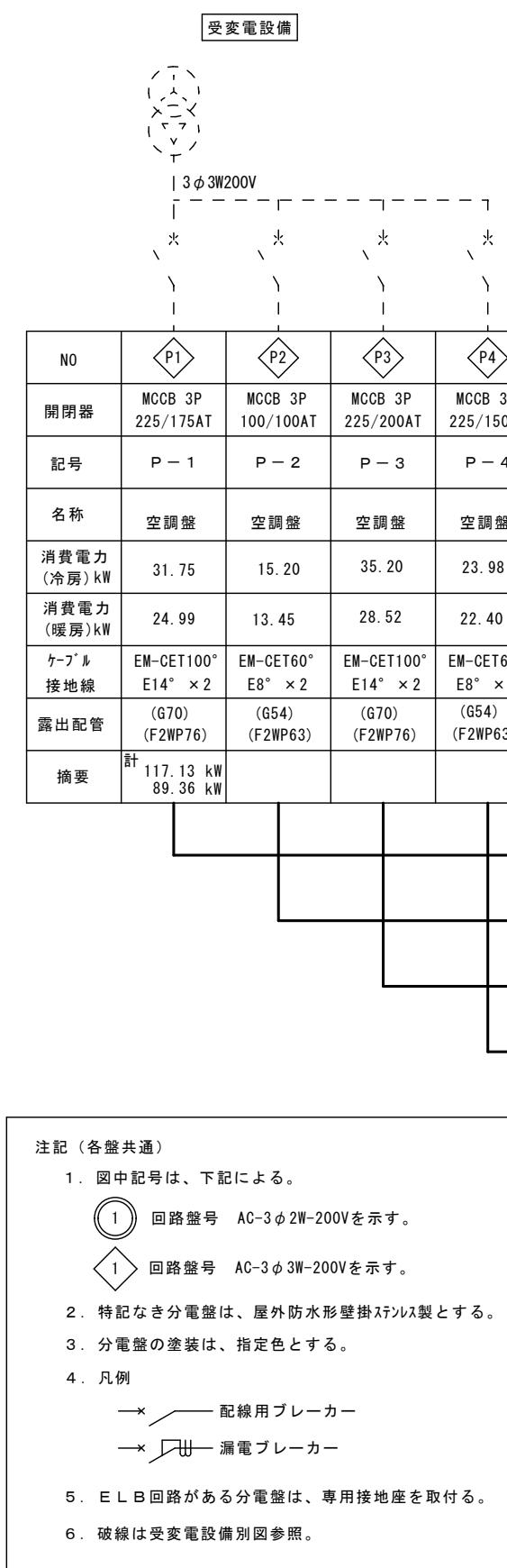
改修前

改修後

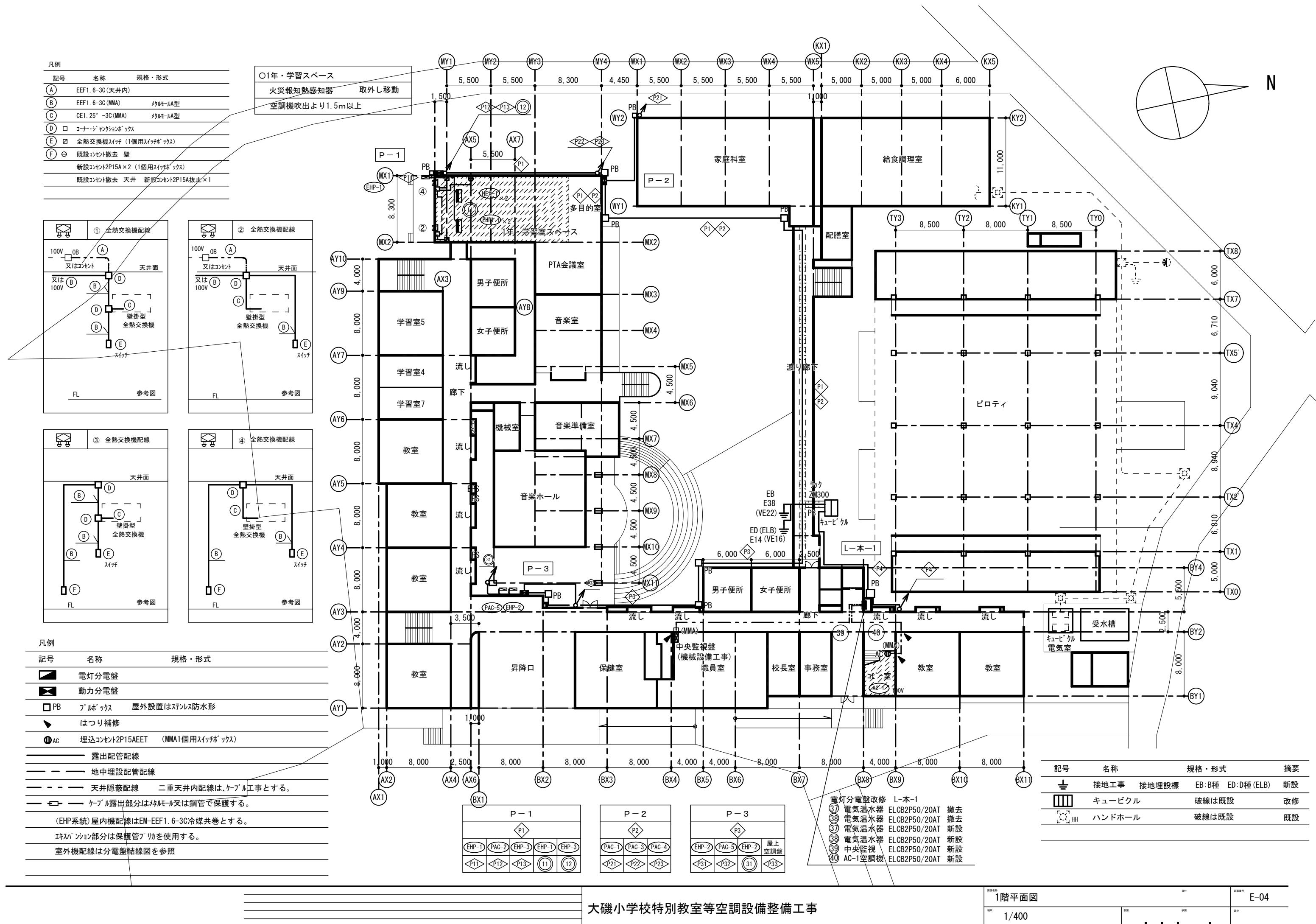


凡 例

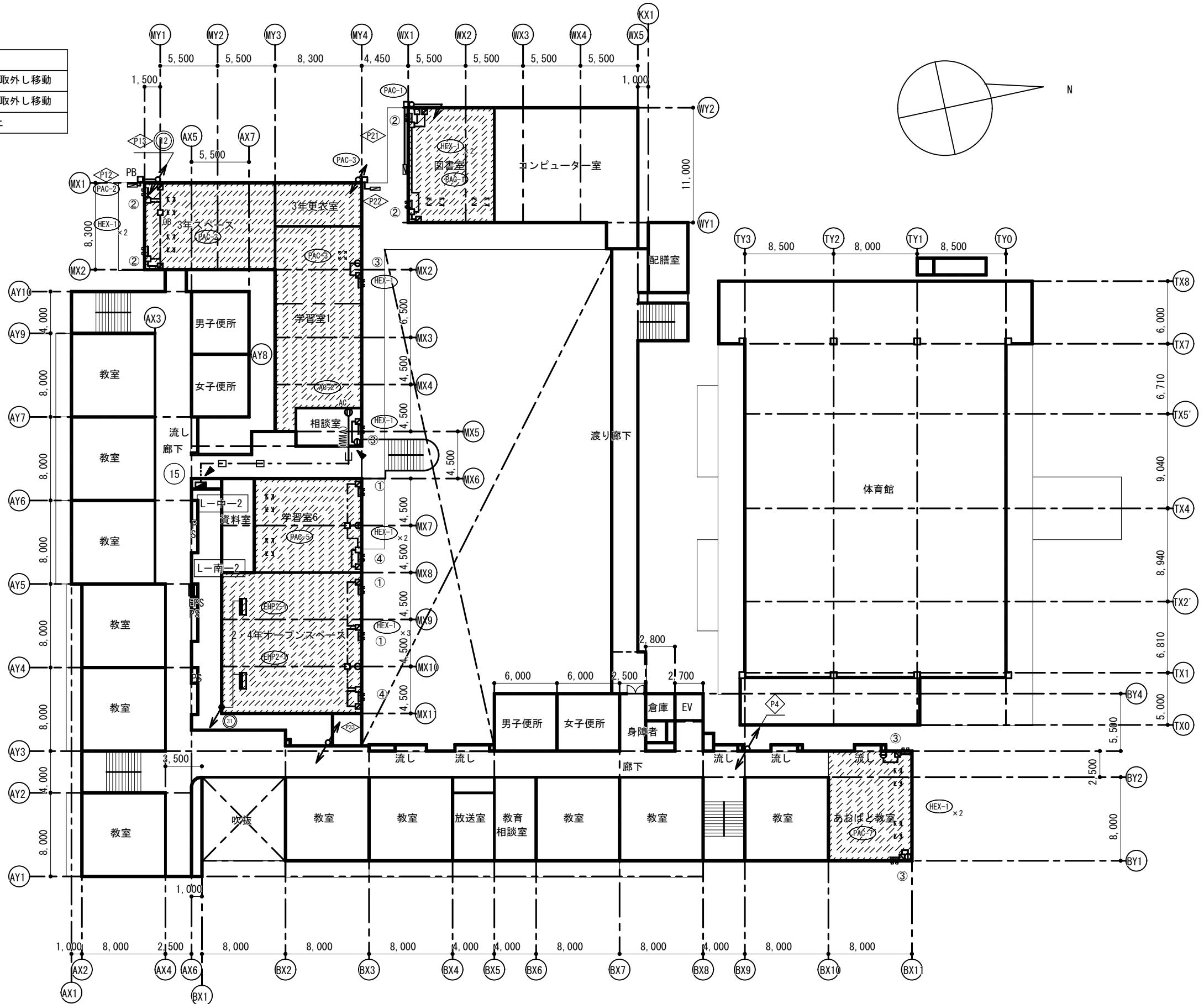
記 号	名 称	備 考
A	電 流 計	
W	電 力 計	
COS	力 率 計	
Wh	電 力 量 計	
DGR	方 向 地 線 選 電 器	
OCR	過電流 選電器	
LGR	低 圧 地 線 選 電 器	
T H	サ ー マ リ レ ー	
t°	ダ イ ヤ ル 温 度 計	
T	変 压 器	
C	進 相 コンデンサ	
S R	直 列 リ アク ト ル	
ZPD	零 相 電 壓 検 出 コンデンサ	
MCCB	配 線 用 選 断 器	

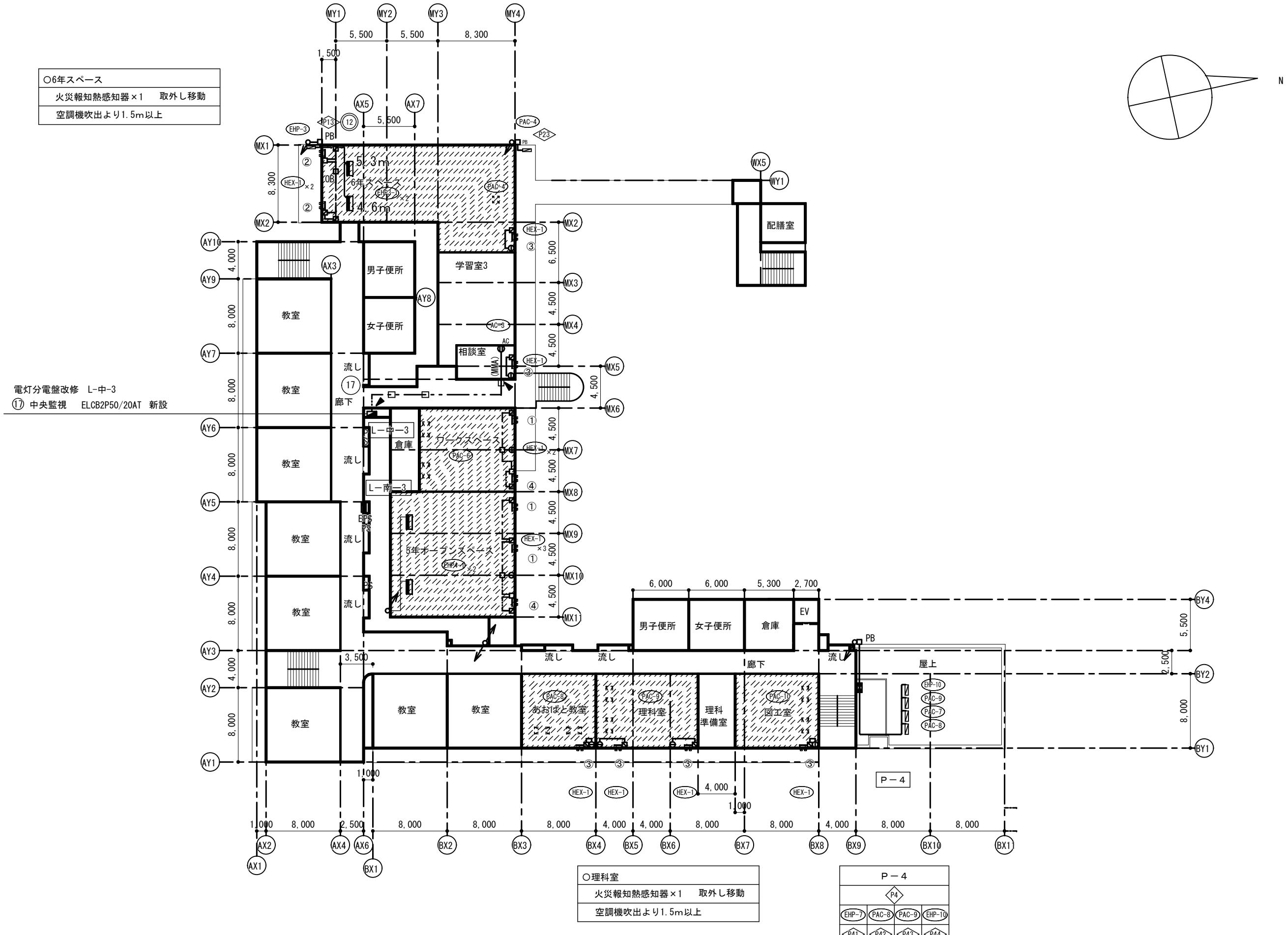


大磯小学校

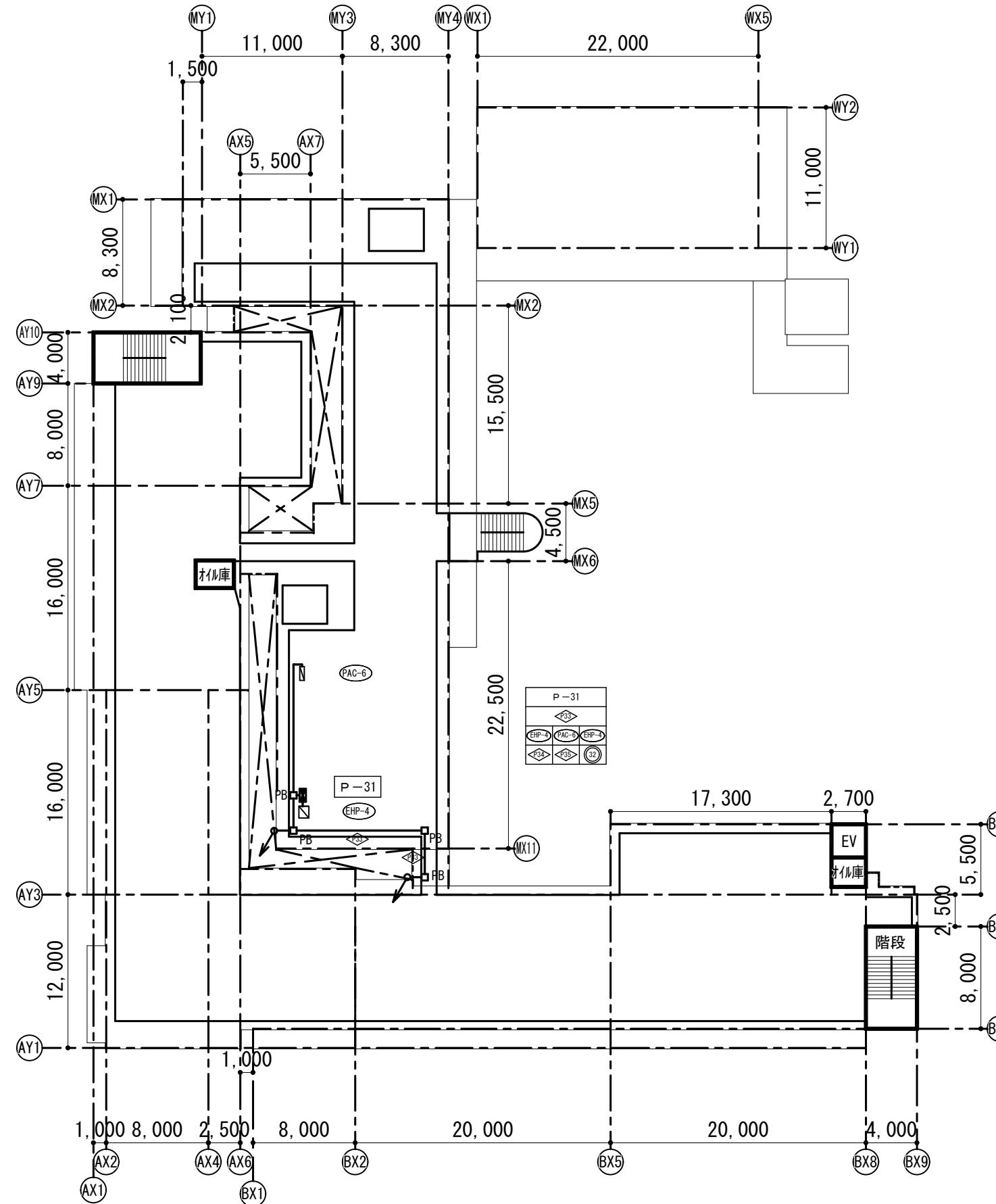


○3年スペース
火災報知熱感知器×1 取外し移動
火災報知煙感知器×1 取外し移動
空調機吹出より1.5m以上





大磯小学校特別教室等空調設備整備工事



大磯小学校特別教室等空調設備整備工事

図面名	屋上平面図	日付	図面番号
縮尺	1/400	年月	E-07

大磯町立大磯小学校空調改修工事

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 神奈川県大磯町東小磯3番地

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考
大磯小学校	R C	地上3階	7,192m ²	7項	

(備考中の特定の施設、一般的の施設とは耐震安全性の分類を示す。)

3. 工事種目(●印の付いたものを適用する)

工事種目		工事種別	
● 建物別及び屋外	大磯小学校		屋外
● 空気調和設備	一式		
● 換気設備	一式		
○ 排煙設備			
● 自動制御設備	一式		
○ 衛生器具設備			
○ 給水設備			
○ 排水設備			
○ 給湯設備			
○ 消火設備			
○ 厨房設備			
○ ガス設備			
○ 洗化槽設備			
○ 雨水利用設備			
○ 撤去工事			
○			

4. 指定部分 ● 無 ○ 有 (部位 :)

指定部分工期 平成 年 月 日

5. 設備概要(●印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設備概要		
空調方式	●空冷ヒートポンプ方式		
主要熱源機器	○		
自動制御方式	○電気式 ○電子式 ○デジタル式		
給水方式	○高置タンク方式 ○受水槽+加圧ポンプ方式 ○水道直結方式		
排水方式	建物内の污水と雑排水(○合流式 ○分流式) ポンプ排水 ○有(○汚物 ○雑排水 ○湧水) ○無 建物外放流先 (1)汚水 ○直放流水管 ○浄化槽 (2)雑排水 ○直放流水管 ○浄化槽		
消防設備の種類	○屋内消火栓設備 ○ガス系スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○連結送水管 ○連結送水栓 ○不活性ガス消火設備(○)		

(6) 改修内容(改修工事のみ)

II. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官房営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
●印の付いたものは、
●公共建築工事標準仕様書 機械設備編(最新年度版) (以下「標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新年度版) (以下「標準図」という。)

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様
章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	● 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(V= m/s) 地盤粗度区分(○I ○II ○III ○IV) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表(24)
	○ 環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、柵板構成材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤(タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表1に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価され

たことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。

- ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③安定的な供給が可能であること。
- ④法令等の定めに許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

構内につくることが ○ できる ○ できない

● 工事用仮設物

● 足場その他

- 受注者が定置したものは無償で使用できる。
(●建築工事 ○ 電気設備工事 で設置する。)
- 本工事で設置する。

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工法専用足場方式により行う。

- 内部足場等(○ 種 ○ 種 ○ 種)
- 外部足場等(○ 種 ○ 種 ○ 種 ○ 種)

○ 建設発生土の処理

● 埋戻し土・盛土

○ 転運操作説明板

● 機材の承認図

● 総合調整

● 電動機

● 電源周波数

● 容量等の表示

● 耐震措置

● 指定部分

● 無 ○ 有 (部位 :)

指定部分工期 平成 年 月 日

● 本工事 ○ 別途
調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。)

● 風量調整 ○ 水量調整 ○ 室内外空気の温度の測定

○ 室内気流及びじんあいの測定 ○ 騒音の測定 ○ 飲料水の水質の測定

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品ととしてよい。

● 50Hz ○ 60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2005年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

(1) 設計用水平地震力は、機器の質量(表面面積を有する水槽その他の貯蔵にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所 機器種別 ○ 特定の施設 ○ 一般的施設

重要機器 一般機器 重要機器 一般機器

上層階 機器 2.0 1.5 1.5 1.0

屋上及び塔屋 機器 2.0 2.0 2.0 1.5

中間階 機器 1.5 1.0 1.0 0.6

防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0

機器 1.5 1.0 1.0 0.6

地階・1階 防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6

水槽 1.5 1.0 1.0 0.6

・上層階は2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13~16階建の場合は上層4階とする。

・中間階とは地階、階を除く各階で上層階に該当しないもの

・重要機器は次による。

[名称 : 、記号 :]、[名称 : 、記号 :]

・水槽類にはオイルタンクを含む。

(2) 設計用地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

(1) 地中埋設機器 ○ 要 ○ 不要

(2) 埋設表示用テープ ○ (排水管を除く。) ○ 不要

(1) ステンレス配管の接合は、下記による。
○ 呼び径60S以下(S A S 3 2 2 による。)

(2) 溶接部の非破壊検査 ○ 要(抜取率 ○ 標準仕様書(機械設備工事編)による ○ %)

○ 絶縁手

○ 保温

取り付け箇所及び仕様は図示による。

○ 地中埋設機器 ○ 要 ○ 不要

○ 配管

(1) ステンレス配管の接合は、下記による。
○ 呼び径60S以下(S A S 3 2 2 による。)

(2) 溶接部の非破壊検査 ○ 要(抜取率 ○ 標準仕様書(機械設備工事編)による ○ %)

○ 繪装

下記の機器及び部材は、塗装を行う。

○ 屋外露出()

○ 屋内露出()

● 電線類

電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5、1表4.1、1.1による。

() 書きの部名は直天井を示し、その他の天井は二重天井を示す。

(● 屋外 ○ ピット内) の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。

事前調査 ● 本工事 ○ 別途
調査項目 ○ 既存資料調査 ○

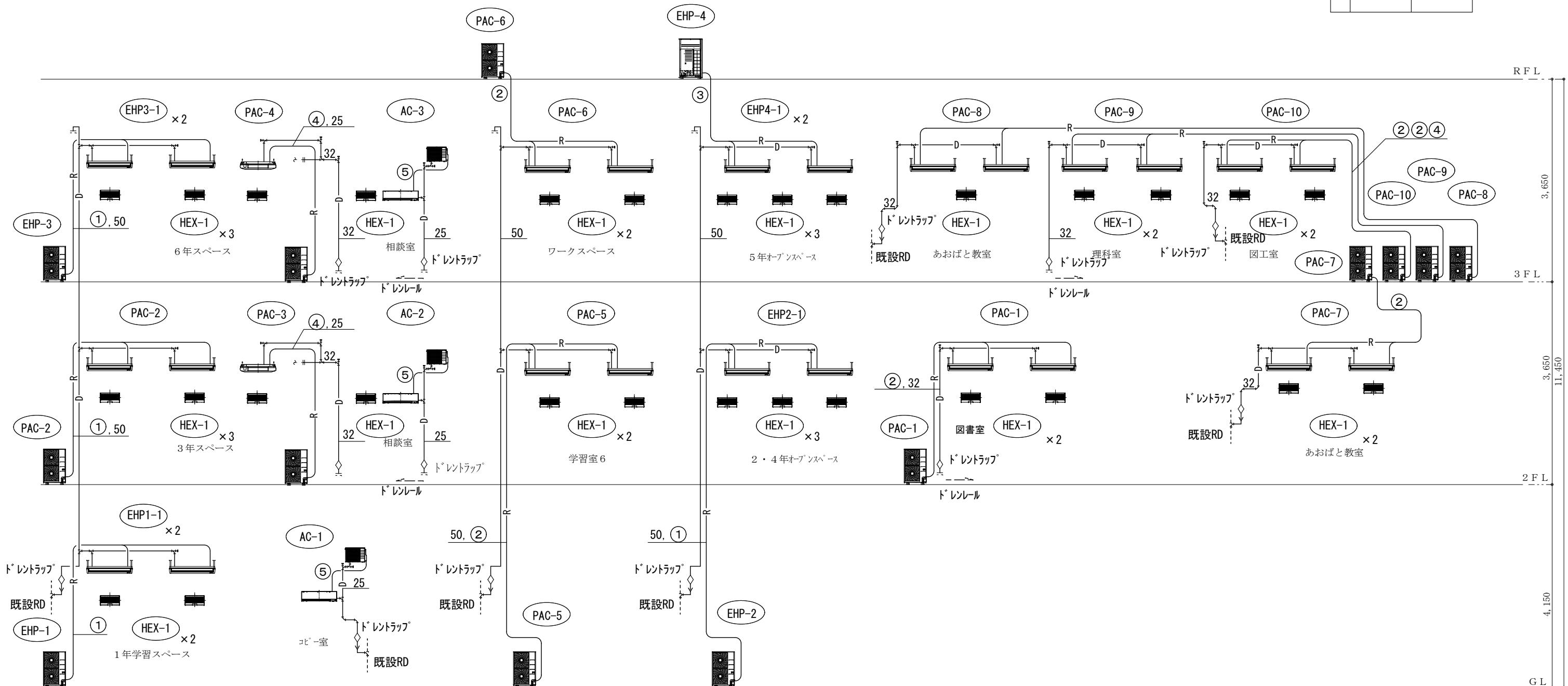
調査範囲 ○ 図示 ○

空調機器表

機器番号	機器名称 (系統名)	型式	室外機								室内機												非常電源	遠方			冷媒配管 ガス・液	防振装置 コンクリート基礎	(型番)備考						
			設置階数	冷房能力 KW/H	吸込空氣溫度 KW	暖房能力 KW/H	吸込空氣溫度 KW	送風機 (下段 外・内)	圧縮機 相	電圧 φ	起動方式	設置階数	冷房能力 KW/H	吸込空氣溫度 KW/H	暖房能力 KW/H	吸込空氣溫度 KW/H	送風機			ヒーター 相	電圧 φ	起動方式	送風量 m³/h	機外静圧 Pa	出力 W	ヒーター 相	電圧 φ	起動方式	送風量 m³/h	外気量 kg/h	加湿量 kg/h	フィルター			
																	送風量 m³/h	機外静圧 Pa	出力 W																
EHP-1	南西オーブンペースト系統空調機1	マチマルチ空調機屋外機 (塩害仕様・アケイブ・フィルタ付) (1F)	屋外 1	31.5	JIS	31.5	JIS	0.26×2	9.87×1	3	200	直入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	25.4φ-12.7φ	200	S	参考型番 (タイン: RXTA335A相当) 1100W*360D*1615H 165kg				
EHP1-1	1階/1年学習室ペースト空調機	天吊1方向屋内機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2	14.0	JIS	16.0	JIS	1,710	-	300	-	1 200	直入	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.88φ-9.52φ	-	G	参考型番 (タイン: FXYHA140AA相当) 1550W*690D*235H 44kg
EHP-2	南東オーブンペースト系統空調機1	マチマルチ空調機屋外機 (塩害仕様・アケイブ・フィルタ付) (1F)	屋外 1	31.5	JIS	31.5	JIS	0.26×2	9.87×1	3	200	直入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	25.4φ-12.7φ	200	S	参考型番 (タイン: RXTA335A相当) 1100W*360D*1615H 165kg				
EHP2-1	2階/2年スペース空調機1	天吊1方向屋内機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 2	14.0	JIS	16.0	JIS	1,710	-	300	-	1 200	直入	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.88φ-9.52φ	-	G	参考型番 (タイン: FXYHA140AA相当) 1550W*690D*235H 44kg
EHP-3	南西オーブンペースト系統空調機2	マチマルチ空調機屋外機 (塩害仕様・アケイブ・フィルタ付) (3F)	屋外 1	31.5	JIS	31.5	JIS	0.26×2	9.87×1	3	200	直入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	25.4φ-12.7φ	200	S	参考型番 (タイン: RXTA335A相当) 1100W*360D*1615H 165kg				
EHP3-1	3階/6年スペース空調機1	天吊1方向屋内機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 2	14.0	JIS	16.0	JIS	1,710	-	300	-	1 200	直入	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.88φ-9.52φ	-	G	参考型番 (タイン: FXYHA140AA相当) 1550W*690D*235H 44kg
EHP-4	南東オーブンペースト系統空調機2	ビル用マルチ空調機屋外機 (塩害仕様・アケイブ・フィルタ付) (RF)	屋外 1	33.5	JIS	37.5	JIS	1.03×1	11.1×1	3	200	直入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	22.2φ-12.7φ	200	S	参考型番 (タイン: RXYA335A相当) 930W*765D*1660H 223kg			
EHP4-1	3階/5年学習スペース空調機	天吊1方向屋内機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 2	16.0	JIS	18.0	JIS	1,860	-	300	-	1 200	直入	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.88φ-9.52φ	-	G	参考型番 (タイン: FXYHA160AA相当) 1550W*690D*235H 44kg
PAC-1	2階/図書室空調機 (ツイン型)	天吊1方向屋内機 (塩害仕様) (2F)	屋外 1	20.0	JIS	22.4	JIS	0.227×0.22	4.52	3	200	直入	2 2	10.0	JIS	11.2	JIS	1,440	-	150	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番 (タイン: SSRH224C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 123kg 内)1,590W*690D*235H 40kg
PAC-2	2階/南西3年ペースト空調機1 (ツイン型)	天吊1方向屋内機 (塩害仕様・アケイブ・フィルタ付) (2F)	屋外 1	25.0	JIS	28.0	JIS	0.227×0.22	5.90	3	200	直入	2 2	12.5	JIS	14.0	JIS	1,680	-	150	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番 (タイン: SSRH280C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 123kg 内)1,590W*690D*235H 40kg
PAC-3	2階/南西3年ペースト空調機2 (ペア型)	天吊4方向屋内機 (塩害仕様) (2F)	屋外 1	12.5	JIS	14.0	JIS	0.11×0.11	2.36	3	200	直入	2 1	12.5	JIS	14.0	JIS	1,590	-	106	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.9φ-9.5φ	200	P	参考型番 (タイン: SSRU140C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 123kg 内)950W*690D*198H 40kg
PAC-4	3階/南西6年ペースト空調機2 (ペア型)	天吊4方向屋内機 (塩害仕様) (3F)	屋外 1	12.5	JIS	14.0	JIS	0.11×0.11	2.36	3	200	直入	3 1	12.5	JIS	14.0	JIS	1,590	-	106	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	15.9φ-9.5φ	200	P	参考型番 (タイン: SSRU140C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 123kg 内)950W*690D*198H 40kg
PAC-5	2階/南東学習室6空調機 (ツイン型)	天吊1方向屋内機 (塩害仕様) (1F)	屋外 1	20.0	JIS	22.4	JIS	0.227×0.22	4.52	3	200	直入	2 2	10.0	JIS	11.2	JIS	1,440	-	150	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番 (タイン: SSRH224C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 123kg 内)1,590W*690D*235H 40kg
PAC-6	3階/南東エアコン (ツイン型)	天吊1方向屋内機 (塩害仕様) (RF)	屋外 1	20.0	JIS	22.4	JIS	0.227×0.22	4.52	3	200	直入	3 2	10.0	JIS	11.2	JIS	1,440	-	150	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番 (タイン: SSRH224C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 123kg 内)1,590W*690D*235H 40kg
PAC-7	2階/あおばと教室空調機 (ツイン型)	天吊1方向屋内機 (塩害仕様) (3F)	屋外 1	20.0	JIS	22.4	JIS	0.227×0.22	4.52	3	200	直入	2 2	10.0	JIS	11.2	JIS	1,440	-	150	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番 (タイン: SSRH224C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 123kg 内)1,590W*690D*235H 40kg
PAC-8	3階/あおばと教室空調機 (ツイン型)	天吊1方向屋内機 (塩害仕様) (3F)	屋外 1	14.0	JIS	16.0	JIS	0.11×0.11	2.83	3	200	直入	3 2	7.1	JIS	8.0	JIS	1,080	-	91	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-9.5φ)×2	200	P	参考型番 (タイン: SSRH160C (ND相当) 外)940W*320D*1,430H 90kg 内)1,270W*690D*235H 31kg
PAC-9	3階/理科室空調機 (ツイン型)	天吊1方向屋内機 (塩害仕様) (3F)	屋外 1	20.0	JIS	22.4	JIS	0.227×0.22	4.52	3	200	直入	3 2	10.0	JIS	11.2	JIS	1,440	-	150	-	-	-	-	-	メカ標準	-	-	○	○	○	(15.9φ-			

冷媒管リスト

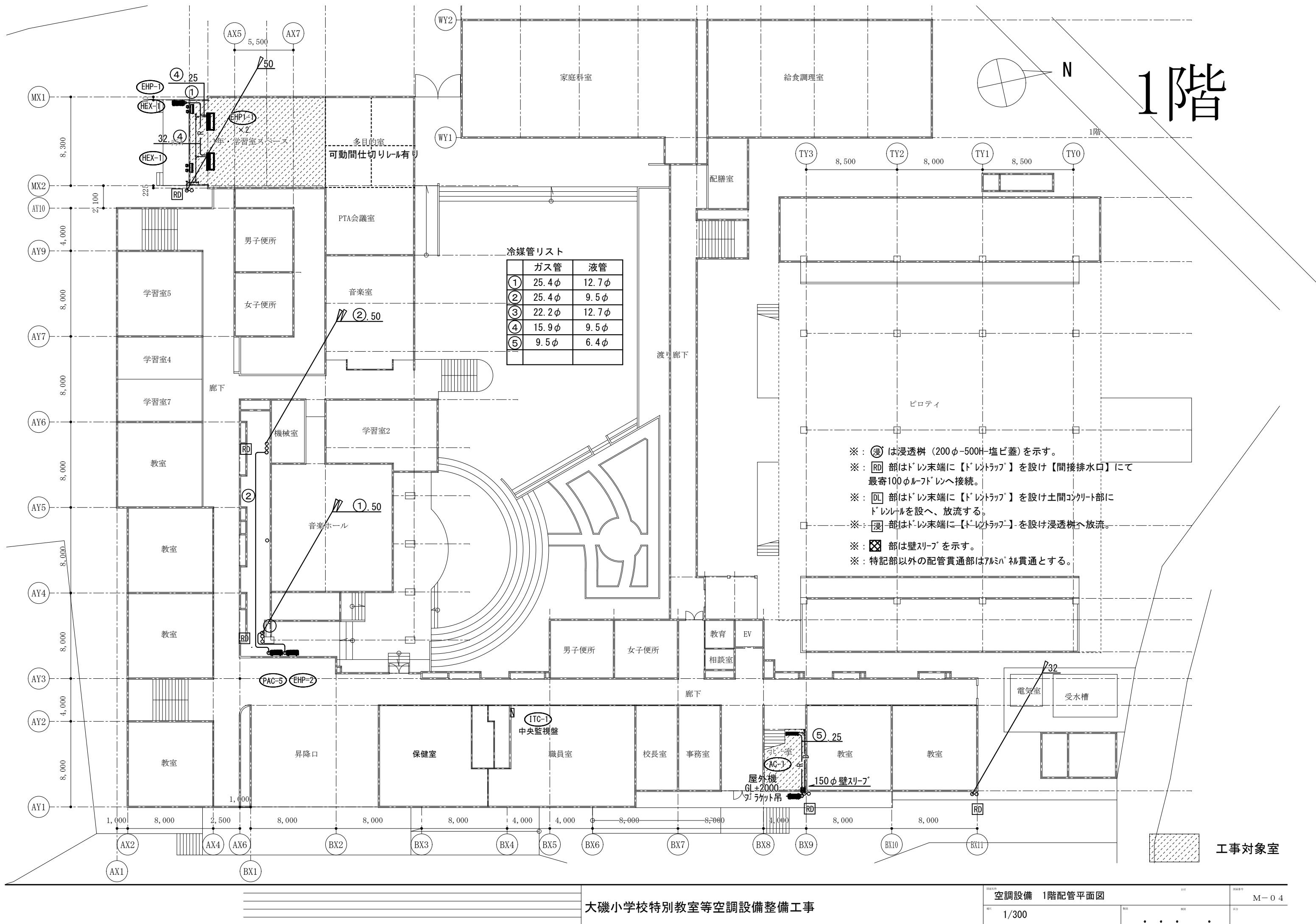
	ガス管	液管
①	25.4φ	12.7φ
②	25.4φ	9.5φ
③	22.2φ	12.7φ
④	15.9φ	9.5φ
⑤	9.5φ	6.4φ



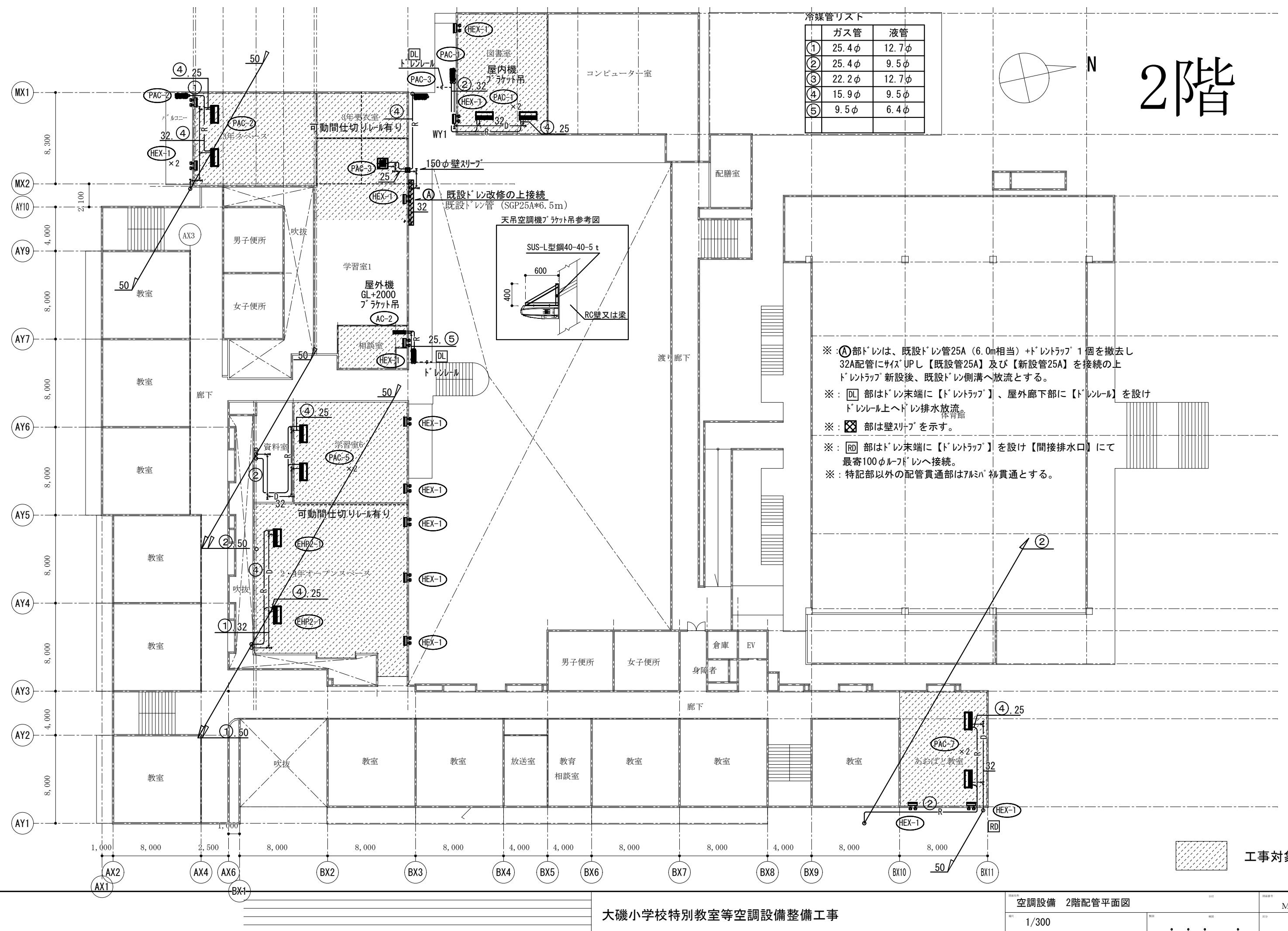
空調配管系統図

1 隋

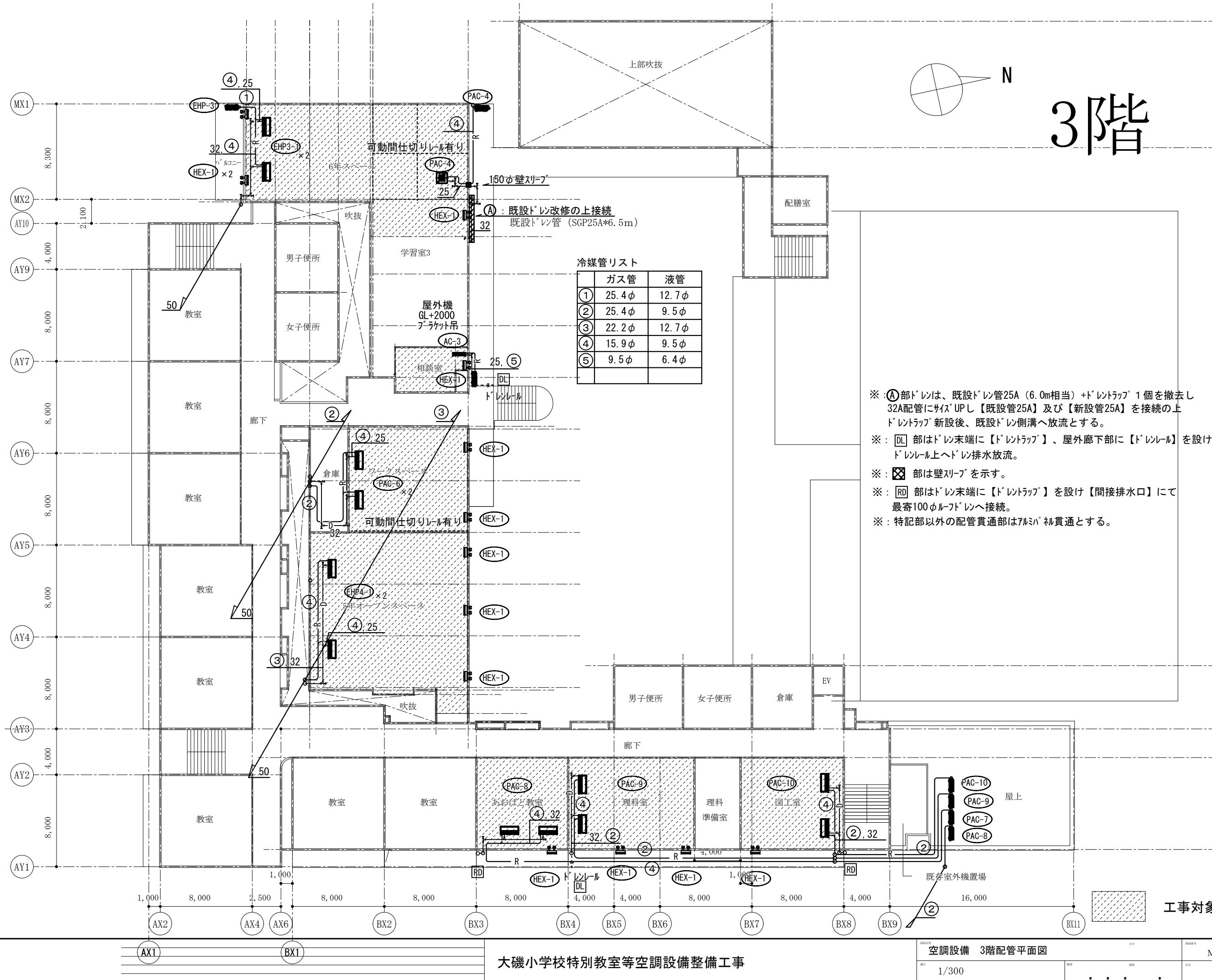
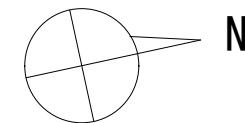
- N



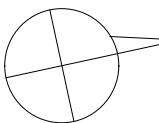
2階



3階

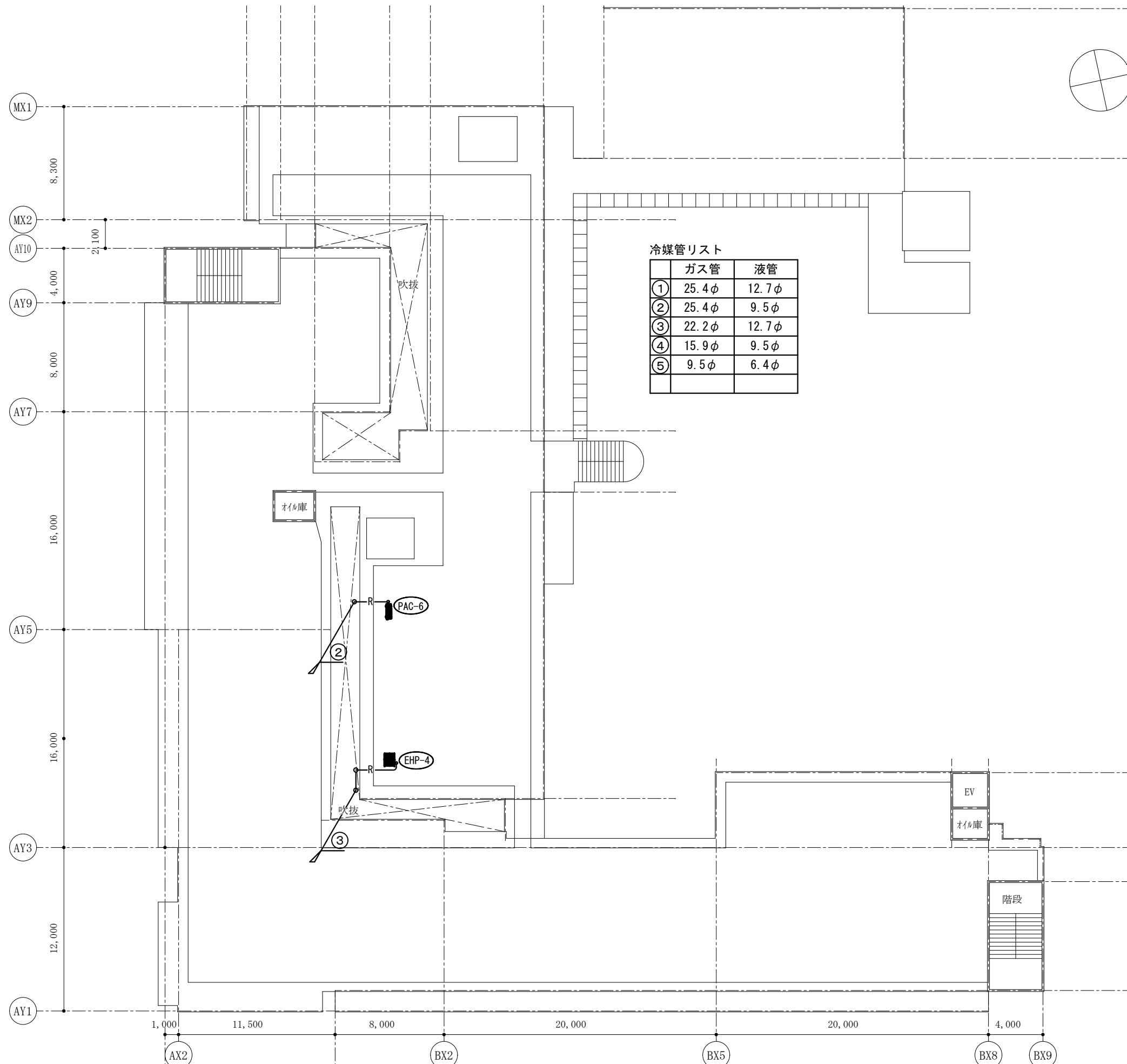


R階

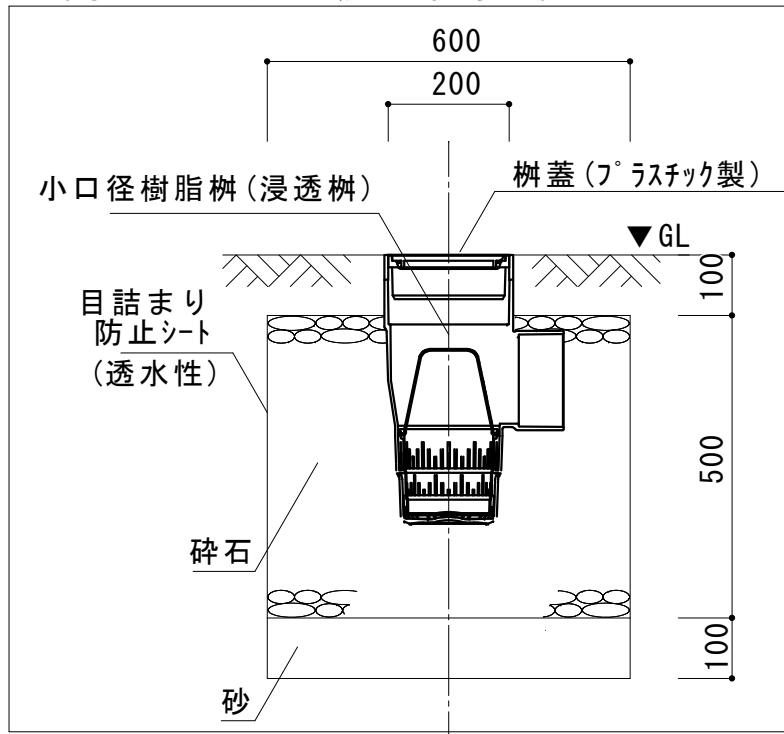


冷媒管リスト

	ガス管	液管
①	25.4φ	12.7φ
②	25.4φ	9.5φ
③	22.2φ	12.7φ
④	15.9φ	9.5φ
⑤	9.5φ	6.4φ

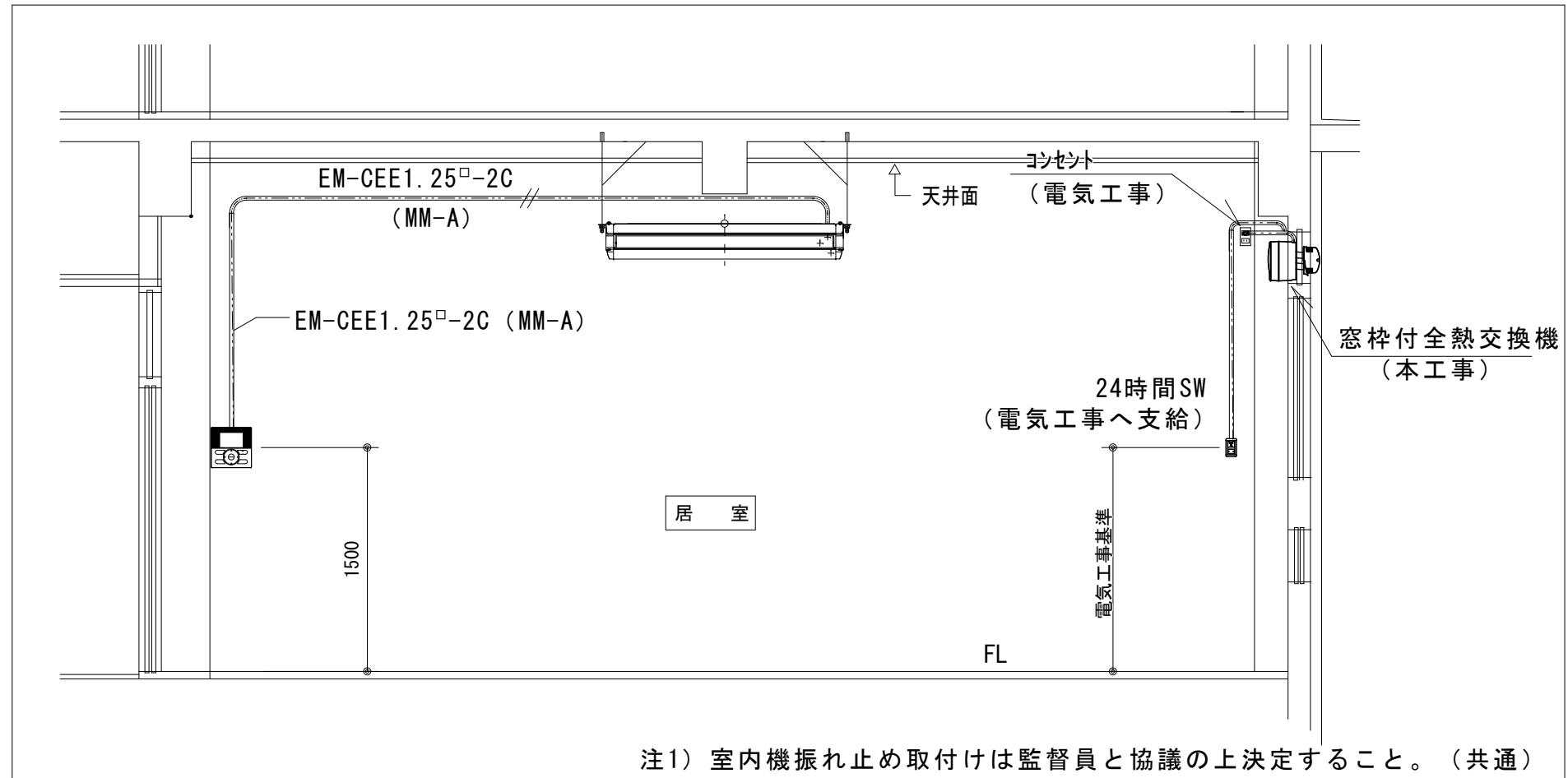


空調ドレン用 浸透枠参考図 N. S.



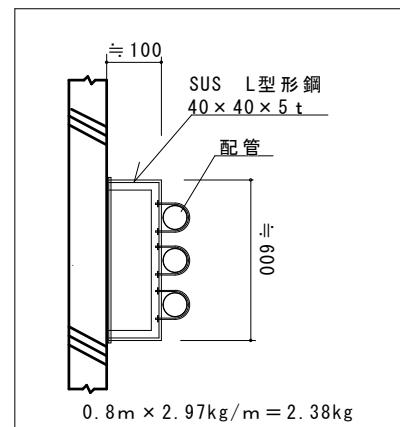
室内機リモコンSW取付要領図

※照明、梁等に近接する空調屋内機は天井から適宜空間を設け吊下げとし、
支障が無ければ天井面へ隙間なく吊下げ。

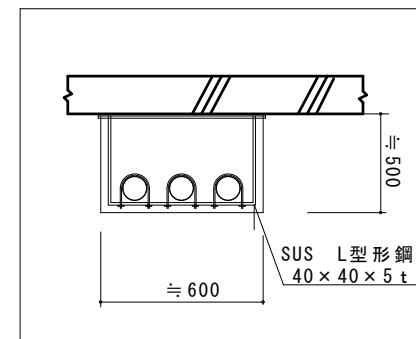


注1) 室内機振れ止め取付けは監督員と協議の上決定すること。(共通)

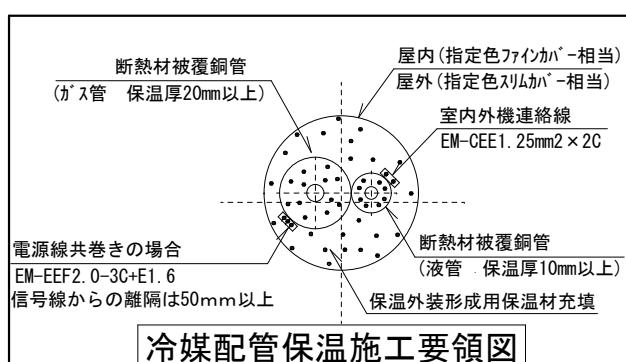
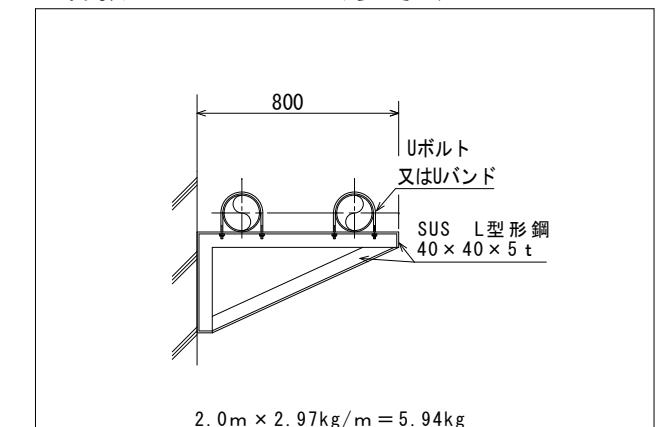
配管振れ止めサート (参考1)



配管振れ止めサート (参考2)



配管振れ止めサート (参考3)

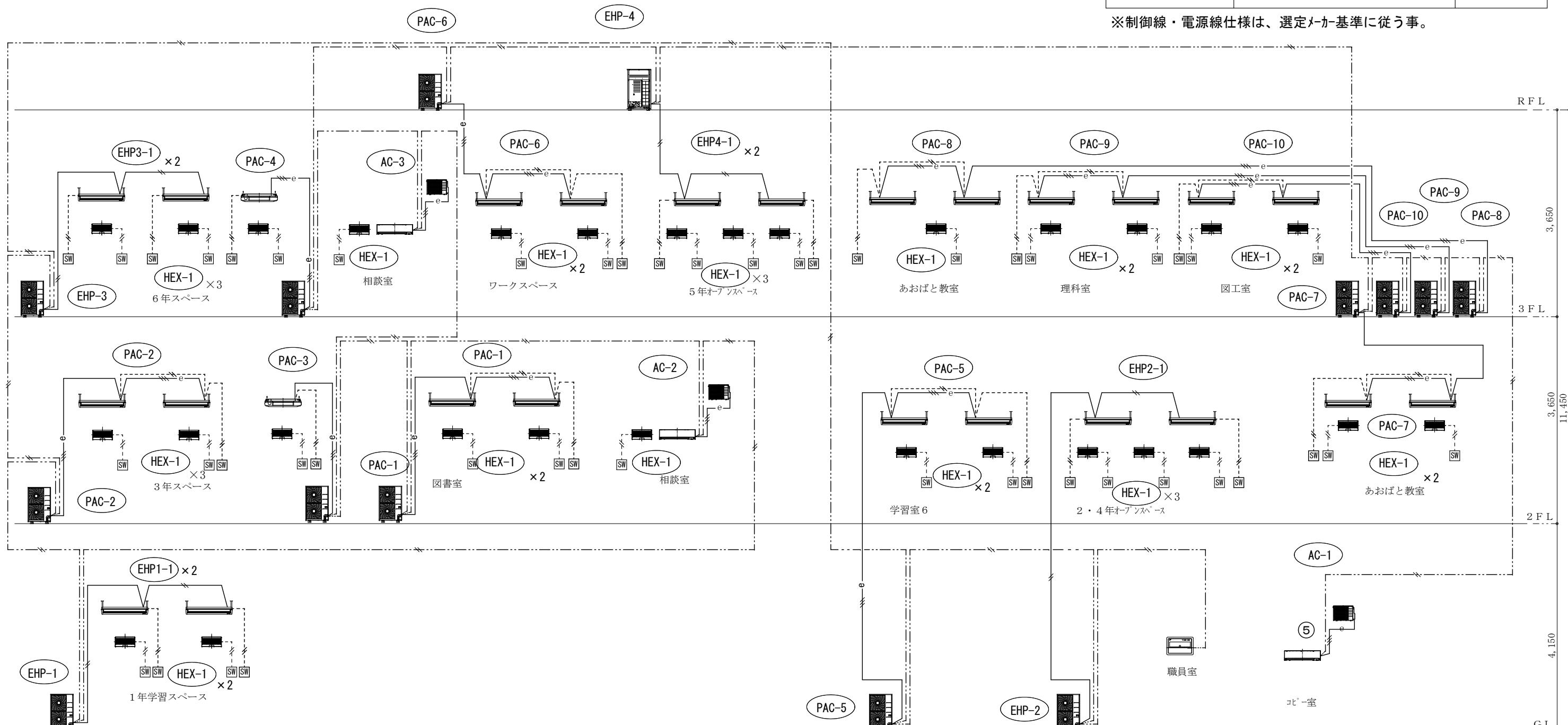


※EHPは屋内電源送り電気工事 (冷媒共巻き)
※PACは屋内電源送り本工事 (冷媒共巻き)

凡例

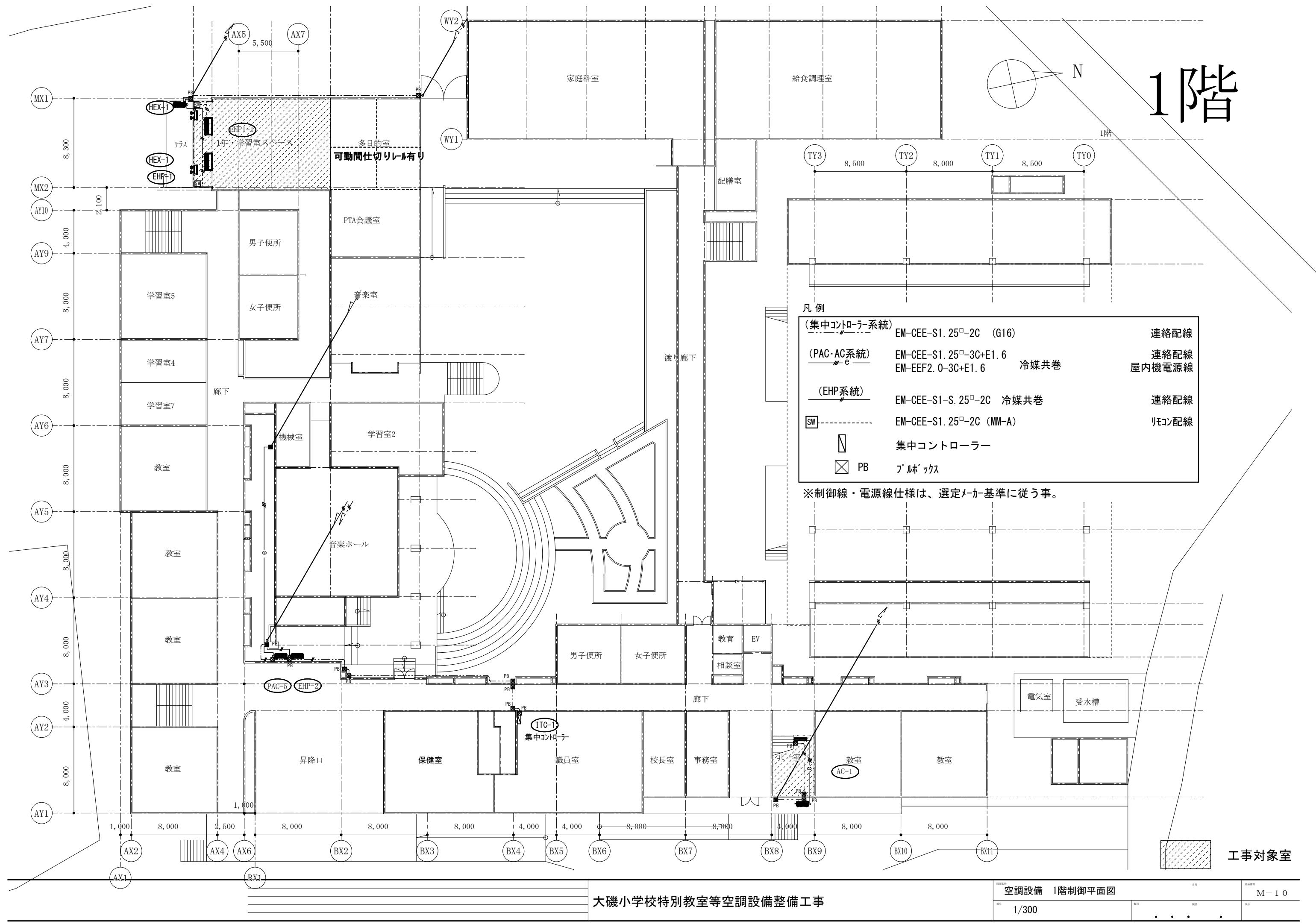
(集中コントローラー系統)	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (G16)	連絡配線
(PAC・AC系統)	EM-CEE-S1-S.25 [□] -3C EM-EEF2.0-3C+E1.6	連絡配線 冷媒共巻
(EHP系統)	EM-CEE-S1-S.25 [□] -2C	冷媒共巻
SW	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (MM-A)	空調機 リモコン配線 (本工事)
SW	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (MM-A)	全熱交換器 リモコン配線 (電気工事)
	集中コントローラー	
☒ PB	フルボックス	

※制御線・電源線仕様は、選定マーク基準に従う事。

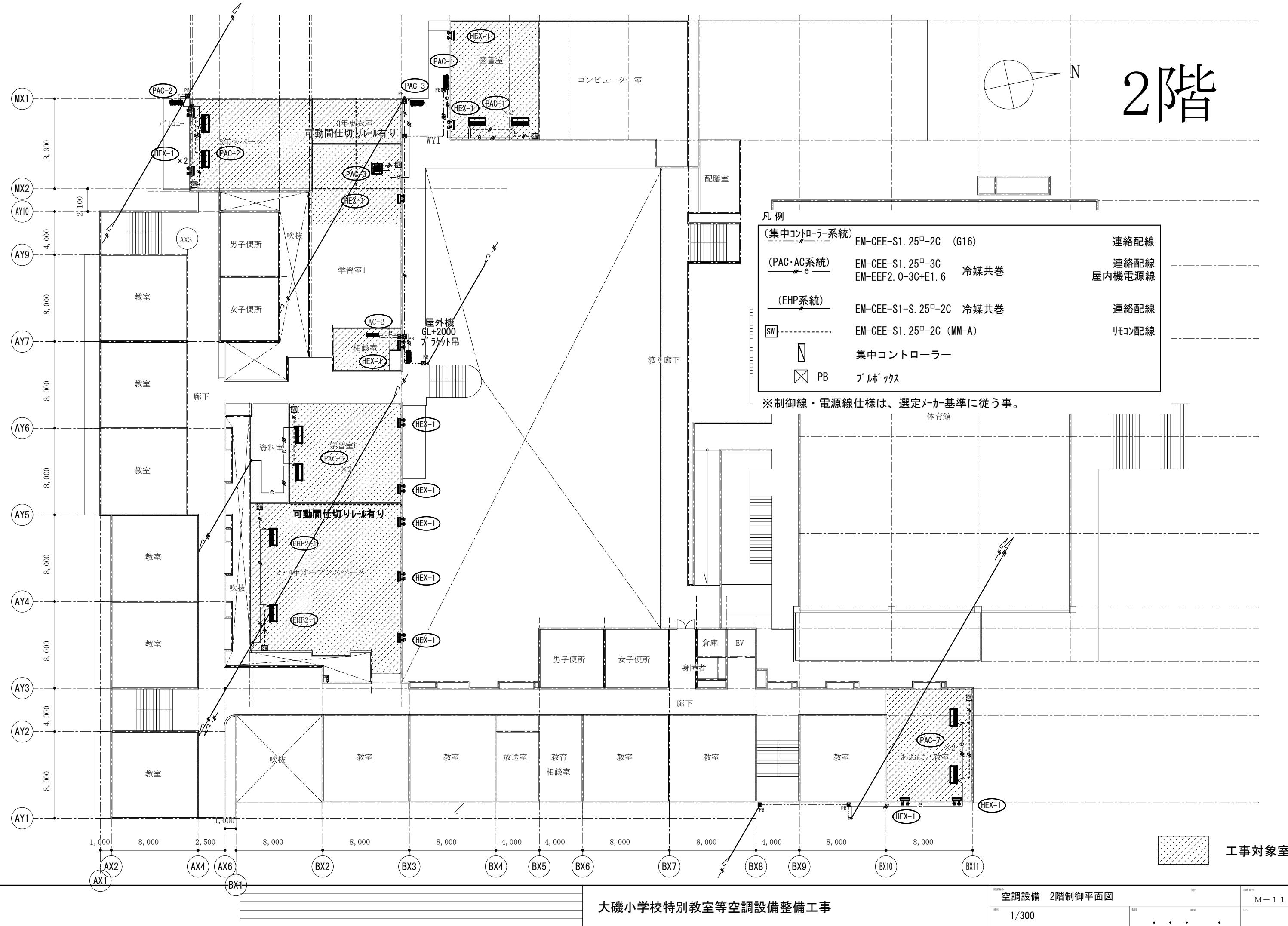


空調計装配線系統図

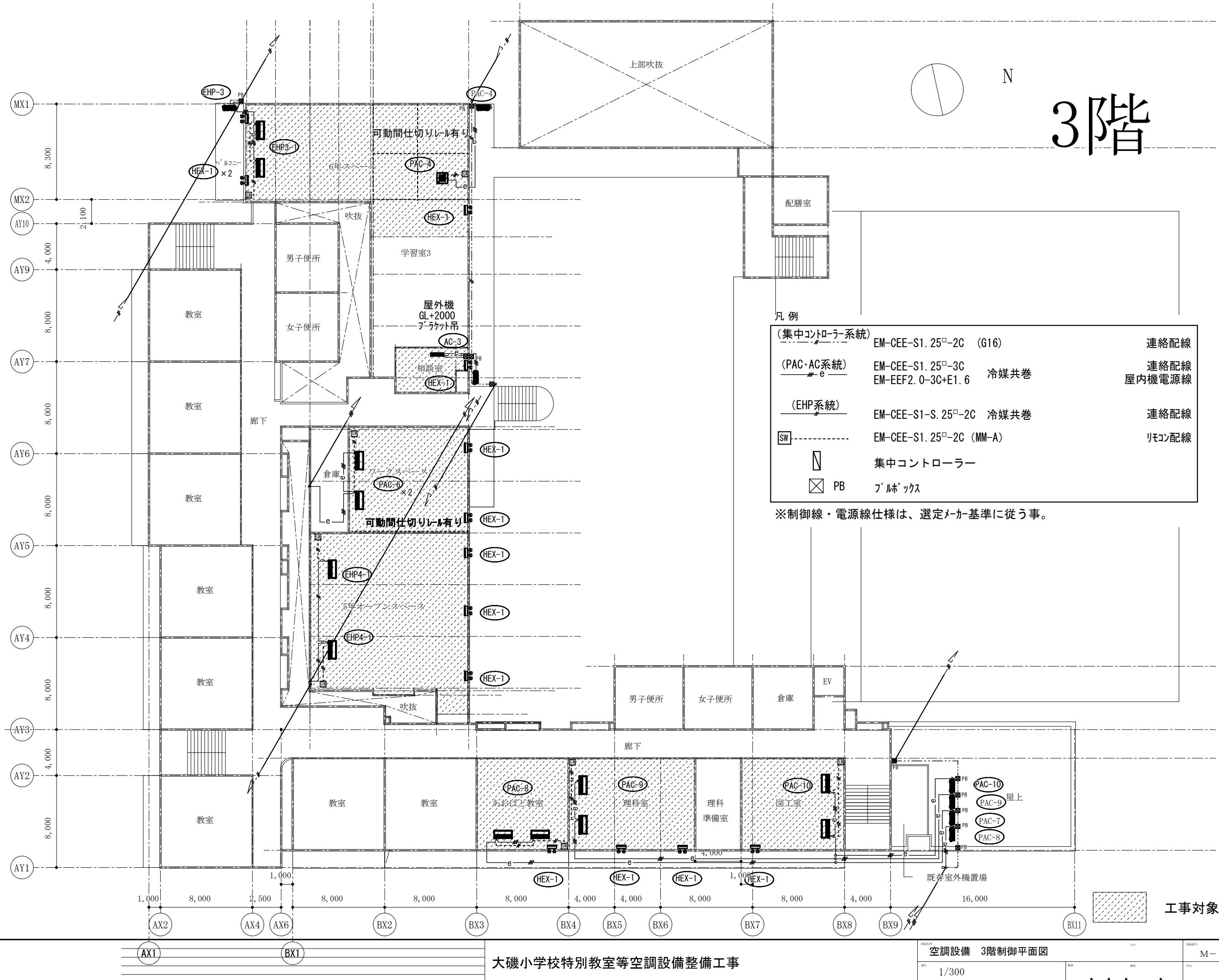
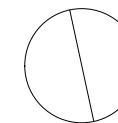
1階



2階



3階



R階

